

## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

## Keio Associated Repository of Academic resources

Title	イギリスにおける信託制度の機能と活用
Sub Title	Function and Practices of Trust in England
Author	島田, 真琴(Shimada, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.7 (2007. 3) ,p.213- 265
Abstract	
Notes	平良木登規男教授退職記念号 = Essays commemorating the retirement of Professor Hiraragi Tokio presented by his colleagues and former students
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20070315-0213">http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20070315-0213</a>

# イギリスにおける信託制度の機能と活用

島田真琴

1. イギリス信託法の概要
2. 信託制度の活用
3. 日本の信託法

本稿は、イギリス信託法及び同法に基づく信託制度がどのような場合に利用され、どのような機能を果たしているかを紹介し、これとの比較において日本の信託法の特質、機能及びその限界を検討することを目的とするものである。

論述の順序として、まずイギリスの信託法の概要をできるだけ簡潔に説明し、次に、イギリスにおいて信託制度はどのような目的でどのような場面において利用されているかを紹介し、最後に、今般成立した新しい信託法に基づく信託は、イギリスで利用されているのと同様の目的で利用することができるか否かを検討する。

## 1. イギリス信託法の概要

### (1) 信託とは何か

#### (i) 信託の定義

一般に、イギリス法上の信託は、以下のとおり定義されている<sup>1)</sup>。なお、この定義は、特定の個人の利益のために設定する信託、すなわち私益信託

---

1) Underhill, A and Hayton, D, Law of Trusts and Trustees (16th ed., Butterworths, 2002)

(private trusts) に関するものであり、いわゆる公益信託 (charitable trust又は public trust) は含んでいない。

A trust is an equitable obligation, binding a person (called a trustee) to deal with property over which he has control (which is called the trust property) for the benefit of persons (who are called beneficiaries or cestuis que trust) of whom he may himself be one, and any one of whom may enforce the obligation (信託は、ある一定の者 (受託者) が一人又は複数の受益者 (受益者の内の一人が受託者自身であってもよい。) のために管理している財産 (信託財産) の取扱いに関して、当該受託者を拘束する衡平法上の義務である。なお、当該義務の履行を求める権限は、すべての受益者が有している。)

上記の定義は、信託の語を「信託財産の取扱い」、「衡平法上の義務」などの表現に言い換えただけであり、これだけで信託がどのような制度であるかを理解するのは困難である。元来、イギリスは判例法国家であり、信託は何世紀にも亘る判例の集積の結果生まれた制度なので、これを一言で定義するのは不可能に近い。

信託を理解するには、この定義を覚えるより、受託者の機能やその具体的な義務の内容を知る方が近道である。判例法から抽出された信託の要件、性質及び機能を概略すれば以下のとおりである<sup>2)</sup>。

信託は、受託者が、一定の財産 (信託財産) を他の者 (受益者) の利益のために管理するために用いられる。信託を用いた場合において、受託者は、外見上は信託財産の所有者 (owner) であるが、その所有権は完全なものではなく、信託財産に対する受益者の権利による制約を受けている。受託者は、信託財産に関して受益者に対して一定の衡平法上の義務 (equitable obligations) を負担し、受益者は原則として、当該義務に対応する権利を受託者に対して行使することができる。この「衡平法上の義務」には、いわゆる忠実義務 (fiduciary obligations) と善管注意義務 (equitable duty to take reasonable care) とが含ま

2) R. Pears & Stevens “The Law of Trust and Equitable Obligations” (4th ed., Oxford University Press) pp.111-120

れている。忠実義務とは、受益者の利益に反しない行為をすべき誠実義務であり、これに基づき、受託者は、その受託者たる地位を利用して自己の利益を図ったり、受益者の利益を害する行為をしたりすることが禁じられている<sup>3)</sup>。他方、善管注意義務は、信託された財産を一人又は複数の受益者のために合理的な注意を用いて管理すべき衡平法上の義務である<sup>4)</sup>。信託財産は、受託者の個人財産から分離された独立の財産であり、受託者の死亡、離婚、破産などによる影響を一切受けない。受託者が義務に反して信託財産を第三者に移転した場合、当該第三者が相当な対価を伴う誠実な取引によって取得した善意の取得者である場合を除き、受益者は第三者から信託財産を取り戻すことができるし、また受託者に対して責任追及をすることもできる。

#### (ii) 信託と類似する制度<sup>5)</sup>

イギリス法上の信託は、信託財産の受託者となった者の義務を意味する語であり、いかなる意味においても信託自体が個人、会社のような法的人格を有する機関となるわけではない。

信託は受託者が負担する義務であるという意味において契約に類似しているが、その沿革、要件及び効果の点において契約とは異なっている。イギリス法上の契約は、当事者間の意思の合致 (agreement)、法的拘束を受ける意思の存在 (intention to legal relations) 及び、原則として約因 (consideration) の提供を成立要件としている。これに対し、信託は、第1に、その設定に当って、設定者は受益者や受託者から約因 (consideration) の提供を受ける必要がない。第2に、契約は自分自身を相手方当事者として締結することができないのに対し、信託は自己を受益者の一人として設定しても構わないし、信託財産の第三

3) Westdenteche Landesbank v Islington LBC [1996] AC 669

4) Speight v Gaunt (1883) 9 App Cas 1, Learoyd v Whiteley (1887) 12 App Cas 727

5) A. Hudson "Equity and Trust" (4th ed., Cavendish Publishing) p.58, P. H. Pettit "Equity and The Law of Trusts" (10th ed., Oxford University Press) pp.28-30

者への移転や登録などの特別な手続をせずに、自己を最初の受託者として設定することもできる。第3に、契約は重要な義務違反があったときは解消できるが、受託者による信託違反は信託の終了原因とはならない。この場合に受益者が行使できる救済措置は、受託者に対する信託財産の回復請求である<sup>6)</sup>。イギリスの裁判所は、信託違反による訴訟事件においては、受益者に対する保護者的 (paternalistic) な役割が期待され、實際上、判決よりも受託者に対して助言を与えることによって事件解決が図られている。

信託はまた、以下のような法律制度と類似した面を有しているが、その法的性格は明らかに異なっている。

第1に、信託は代理 (agency) ではない。代理関係は、通常の場合、契約によって発生する債権債務関係である。代理人 (agent) は、本人 (principal) の財産を管理する必要はないが、受託者 (trustee) は、預かった信託財産に関する管理権を必ず取得し、かつ管理すべき義務を負担する。信託と異なり、代理は本人か代理人の死亡によって消滅する。また、代理人は、本人に対して契約又は不法行為 (tort) に基づく責任を負担する。

第2に、寄託関係 (bailment trusteeship) も信託とは異なる。寄託関係も、寄託者 (bailor) と受寄者 (bailee) との間の契約によって発生する。受寄者は、修繕 (repair)、保管 (safe custody)、貸与 (hire) その他の予め指定された目的が終了したときに目的物を返還することを条件として、寄託者から財産を受け取る。受寄者は、この限度で、受領した財産に対する一定の特別な権利を取得するが、所有権は移転しない。

### (iii) ハーグ条約における信託の定義

イギリスは信託の準拠法及びその承認に関するハーグ条約<sup>7)</sup> に加盟し、この条約を国内法<sup>8)</sup> として採択している。この条約の目的は、信託の準拠法の決

6) Target Holding v Redferns [1996] 1 AC 421

7) Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on Their Recognition

8) Recognition of Trusts Act 1987

定に関する統一ルールを定めること、及び加盟国の他の法制度に基づいて設定された信託を承認し、自国の法制度と同じ扱いをすることである。条約の第2条は、条約の適用対象となる信託を「設定者が生存中又は死亡と同時に、財産を受益者のため又は特定の目的のために受託者に移転することによって創設される法的関係であって、(a) 当該財産は分離され、受託者個人の財産に含まれないこと、(b) 当該財産の所有者は受託者又は受託者代理人名義であること、及び(c) 受託者は、信託条件及び法律による特別な義務に基づいて当該財産を管理、利用及び処分する権限、義務及び責任を負うことをその性質とするもの」と定義している。この定義に基づく信託は、イギリスでは原則として認められていない目的信託を含んでいる点、及び衡平法上の義務に限らずに「法的関係」を対象としている点において、イギリス法上の信託よりもかなり広い概念である。

## (2) 衡平法及び信託制度の沿革<sup>9)</sup>

信託は、イギリス法の一部である衡平法 (equity) に基づいて発生した義務 (equitable obligations) である。イギリス法には、コモンロー (common law) と衡平法 (equity) という2つの異なる沿革を持つ法制度が存在している。コモンローは、1066年のノルマン侯ウィリアムによるイングランド王国成立以降、各地方の慣習の均一化、統一化を図ったことにより形成されていった共通法である。王立裁判所によるコモンローの裁判手続は、原告が訴えた請求事項を記載した勅令状 (royal writ) の発行により開始する制度が採られていたが、この勅令状は、伝統的に、特定の種類の請求を記載できる書式だけに限定されていたため、多くの訴訟申立ては裁判所に取り上げてもらえなかった。最大の問題は、ユース (use) と呼ばれていた方法で、他人に管理を託して移転した土地に関する請求のための勅令状が存在しなかったことである。

ユースとは、土地の権利者が他人に対し、自分の家族などのために管理する

---

9) 前掲A. Hudson pp. 15-17、前掲Pettit pp.1-12

という条件を付して土地を譲渡することをいい、12世紀頃、十字軍として出征する騎士が自分の家族のために友人に土地を預けたことを起源とする、慣行上の土地保有形式である。14世紀以降、ユースは、土地利用権者が相続の際における封建的な負担から逃れる目的で盛んに利用されるようになった。当時の封建制度上、土地利用権者が死亡した場合、相続人は国王に1年分の賃料に相当する税金（primer seisin）を支払わなければならなかった。また、相続人が未成年（当時は21歳未満）の場合、当該土地は、相続人が成人に達するまでその領主が管理することとされていたが、この間に領主が土地の全収穫を剥ぎ取ってしまう事態が横行した。そこで、国王の税金や領主の管理を避けるため、被相続人が友人に対し、息子や家族を受益者として、土地利用権をユースの方法で譲渡する行為が一般化した。しかし、ユースは慣行上の制度に過ぎないので、この場合の土地利用権はコモンロー上受託者に帰属し、受託者が約束に違反して収益を略取しても、受益者は裁判所に救済を求めることができなかった。国王は、裁判所に訴えを取り上げてもらえなかった受益者たちから直接救済を求められたので、コモンローの欠陥による不公平を是正するため、その精神的な助言者である大法官（the Lord Chancellor）にそのような事件の処理を指示した。そこで大法官は、他人から預託を受けた土地の受託者は法律上の義務（obligations at law）ではなく衡平の原則に基づく義務（obligations in equity）を負担するとして、信託（trust）に反する行為をした受託者からの土地取戻しなどを認め、妥当な解決を図った。こうして、大法官による裁判所（the Court of Chancellor）が認める信託（trust）の制度が17世紀中に確立した。この信託制度と並行して、大法官裁判所には、コモンロー上の法原則では解決できない様々な問題が持ち込まれ、衡平の原則によって解決されるようになっていった。たとえば、金銭賠償請求というコモンロー上の救済手段では十分な救済を受けられない者を特定履行請求や差止命令によって救済するなどである。このようにして、王立裁判所と大法官裁判所という2つの系列の裁判所により、コモンローと衡平法という別個の法体系がそれぞれ独立して発展していった。なお、両者が矛盾する場合は、衡平法が優先するものとされた。1876年以降、王

立裁判所と大法官裁判所は統合されて高等法院 (The High Court) となり、全ての裁判所にコモンロー及び衡平法の双方を適用する権限が与えられた<sup>10)</sup>が、信託に関する請求事件は、高等法院の1部である大法官部 (Chancery Division) が専属的に取り扱い、信託法は今日まで独自の発展を続けている。

### (3) 信託の種類及び分類

#### (i) 私益明示信託 (private express trusts) <sup>11)</sup>

信託は、その設定の仕方、目的、特質に応じて様々な種類がある。最も一般的かつ標準的なのは、設定者が任意の意思に基づいて、特定の個人 (又はグループの指定などの方法で特定可能な人々) のために、自己の財産に対して明示的に設定する、私益目的の明示信託である。この信託の設定方法には、設定者が特定の財産を受益者のために信託する旨を宣言してこれを受託者に移転する方法、及び当該財産を自らが受託者となって受益者のために管理する旨を宣言する方法の2つがある<sup>12)</sup>。信託設定の宣言は通常の場合、信託証書 (trust instrument) という書面を作成する方法で行われる。特に、信託財産が不動産又は不動産に関する権利の場合は、書面又は遺言による信託宣言がない限り信託を設定することができない<sup>13)</sup>。この書面には、信託を引き受けた受託者も署名する。

信託が有効に成立するためには、設定者の信託設定宣言において、信託設定の意思、信託の対象である財産、及び受益者という3つの要素が明確になっていなければならない<sup>14)</sup>。裁判所は、これらの明確性を欠く信託は存在しないものと判断している<sup>15)</sup>。ただし、信託は、原則として、まだ出生していない

10) Judicature Acts 1873-1875

11) 前掲A. Hudson p67、前掲Pettit, pp. 44-51、Graham Moffat "Trusts Law Text & Material" (4th ed., Cambridge University Press) pp.112-130

12) Thomas and Hundson's The Law of Trusts, 2004, Para 1.02

13) Law of Property Act 1925, s.53 (1) (b)

14) Knight v Knight (1840) 3 Beav 148

15) Re Adams and Kensington Vestry (1884)



受益者のためにも設定できるし、受益者が確定していない場合であっても、その種類やグループなどを特定する方法で設定できる。

信託は契約とは異なり、受託者、受益者との合意や約因の提供を成立の要件としていないが、契約の場合と同様に、設定者は、強迫、強要や錯誤により信託宣言をした場合、信託を無効にすることができる<sup>16)</sup>。また、信託設定の唯一の目的が債権者からの追及回避や脱税の場合は、仮装信託 (sham trust) として無効とされる<sup>17)</sup>。

信託の存続期間は、設定日から 80 年とされ、この期間を超えると、受益者は信託財産に対する請求をすることができない<sup>18)</sup>。設定者は、80 年を越えない範囲での信託期間を設けておくことができる<sup>19)</sup>。

(ii) 固定収益信託 (fixed interest trusts) と裁量信託 (discretionary trusts)<sup>20)</sup>

上記 1 (3) (i) の明示信託において、設定者は、上記 3 要素以外にも、受託者の権限や義務の内容、条件、制約などを定めるのが通常である。設定者が特定の信託財産について受益者各人の持分や取り分を定め、又は全受託者のために平等に信託することを明示して信託を宣言し、かつ受託者に特別な権限を与えていない場合、当該信託は原則として固定収益信託となり、受益者は設定と同時に信託財産及びこれから生じる収益に対する全ての権利 (interest in possession) を取得する<sup>21)</sup>。他方、設定者は、受託者に対して、複数の受益者間の財産の分配割合、受益者に対する財産分配の方法、分配の時期、全財産を分配の対象とするか否かなどの裁量権を与えておくことも少なくない。この場合の裁量権は、受託者自身の判断だけで行使できる場合もあれば、設定者そ

---

16) Westdeutsche Landesbank Girozentrale v Islington LBC [1996] AC 669

17) Midland Bank v Wyatt [1955] 1 FLR 696, Insolvency Act 1986, s.423, Fraudulent Conveyances Act 1571

18) Perpetuities and Accumulations Act 1964, ss.1, 4 (4)

19) Perpetuities and Accumulations Act 1964, s.3

20) 前掲Pettit pp. 74-79、前掲Pears & Stevens pp.446-459

21) Pearson v IRC [1981] AC 753

の他受益者以外の者の指図や意向に従って行使することとされている場合もある。いずれにしろ、受益者は、信託財産の分配を受けることができる旨の期待権を有するだけであり、信託財産に対する直接の権利を行使することができない。このように、受益者に信託財産に対する直接的な権利を与えないことにする信託を裁量信託という。裁量信託と固定収益信託の区別は、受益者の法的権利の違いに加え、税法上の効果の面で重要である。たとえば、固定収益信託を設定した後7年以内に設定者が死亡した場合、相続税法上、信託財産は設定者の遺産の一部として扱われ、死亡時期に応じて最高税率40%までの相続税が課税される<sup>22)</sup>。他方、裁量信託の場合は、信託財産評価額と非課税額（現在は7年間の累計金額28万5千ポンド）との差額について、信託設定時に20%、その後は10年毎に最高6%の課税が発生する<sup>23)</sup>。

設定者が明確に裁量信託とする旨を示さずに、受託者に何らかの権限を付与している場合、それが裁量信託なのか固定収益信託なのか、しばしば争いになる。裁判所は、受託者の権限が信託財産の管理に関する権限に留まる場合は固定収益信託であり、受益者への配分権に及ぶ場合は裁量信託であると解している<sup>24)</sup>。なお、設定者が18歳未満の自分の子のために信託を設定した場合、特に反対の定めをしないかぎりには裁量信託と解される<sup>25)</sup>。

裁量信託には、信託財産からの収益の全てを受益者に分配することが義務付けられている消耗的信託 (exhaustive trust) と収益のどの程度を分配するかも受託者に裁量権がある非消耗的信託 (non exhaustive trust) の2種類がある。

(iii) 任意信託 (deliberately established trusts) と法定信託 (legally established trusts)

22) Inheritance Tax Act 1984 Part III, Chapter II。ただし、非課税枠を超える部分に限る。前掲Moffat pp.378-381、占部裕典「信託課税法」(清文社) p.90参照

23) Inheritance Tax Act 1984, Part III, Chapter III、前掲Moffat pp.381-384、前掲占部 p.95、p.241以下参照

24) 上記Pearson v IRC [1981] AC 753

25) Trustee Act 1925, s.31

上記の明示信託は、設定者自身の任意の意思によって設定される。他方、制定法の規定によって信託が設定される場合もある。たとえば、遺言を残さずに死んだ者の財産に対する法定遺産管理人の管理及び投資の権限及び義務<sup>26)</sup>、破産者の財産に対する破産管財人の権限及び義務などは、法律の定めに基づく信託 (statutory trusts) により発生している。また、イギリスにおける不動産担保権であるモーゲージ (mortgage) は、担保権者 (mortgagee) が債務者の不動産を任意に処分換金し、債務弁済に充当の上、清算金を返金する方法によって実行することができるが、この場合の清算金返還までの間、担保権者は債務者のための信託財産として清算金を管理する義務を負っている<sup>27)</sup>。

信託は、裁判所が衡平の見地から設定することもある。これらは擬制信託、結果信託、黙示信託などといわれている。

(iv) 結果信託 (resulting trusts)、擬制信託 (constructive trusts)、黙示信託 (implied trusts) <sup>28)</sup>

結果信託は、裁判所が、設定者の信託設定の意思を法律上推定して設定する信託である<sup>29)</sup>。この信託において、設定者自身が信託財産の衡平法上の権利者と推定される。判例法上、結果信託が成立するのは、主として2つの場合である。第1は、売買に際して、代金を拠出した者と名義上の買主とが異なる場合である<sup>30)</sup>。たとえば、ある者が特定の財産を他人の名義で購入した場合において、その者は、自己を受益者とし、購入した財産の名義人を受託者とする信託を設定する意思があったものと推定される。第2は、設定者の信託設定宣言が不完全であった場合、たとえば、受益者を明示しないで受託者に信託財産を託した場合には、明示信託としては不成立だが、設定者を受益者とする結果

26) Administration of Estates Act 1925, s.33

27) Law of Property Act 1925, ss.101, 105

28) 前掲Hudson, pp. 379-487、前掲Pettit, pp. 64-71、前掲Pears & Stevens pp. 334-326

29) Westdeutsche Landesbank v Islington LBC [1996] 2 All ER 961; AC 669

30) Dyer v Dyer (1788) 2 Cox Eq Case 92

信託の成立は認められる<sup>31)</sup>。

擬制信託は、裁判所が、設定者意思の推定ではなく、正義と公平の原則に基づいて設定する信託である。たとえば、受託者が設定者の信頼を裏切って信託財産を自己のために流用して不正な利益を得た場合、そのようにして獲得した利益を信託財産とする擬制信託が成立し、受託者はこれを受益者のために管理する義務を負うことになる<sup>32)</sup>。擬制信託は、信託関係にない第三者を受託者として発生する場合もある。たとえば、受託者が信託義務に違反していることを知りながら、受託者から信託財産を譲り受けた者は、当該財産の受託者として、受益者のためにこれを管理すべき義務を負わなければならない<sup>33)</sup>。

イギリスで擬制信託の成立が認められるのは、今のところ上記のように財産の移転を受けた者に不正な行為がある場合に限られているが、コモンロー国の中には、たとえばカナダのように、不正行為の介在の有無にかかわらず、不当利得が生じている場合に擬制信託の成立を認めている国もある<sup>34)</sup>。

黙示信託は、裁判所が外部的な証拠から設定者の黙示の意思を認定して成立させる信託である。黙示の意思の認定という手法に着目した場合、黙示信託も設定者による任意信託の1種のようにみえるが、裁判所は設定者の真意ではなく合理的な意思を推定して信託の成立を認定しているので、多くの場合、黙示信託は結果信託と同義に用いられている。

#### (v) 公益信託と私益信託 (private and public trusts)

上記の明示信託や法定信託 (制定法による信託、結果信託、擬制信託、黙示信託) は、いずれも特定の個人や法人、特定可能な集団などを受益者として設定

31) Vandervell v IRC [1967] 2 AC 291

32) Boardman v Phipps [1967] 2 AC 46

33) Re Montague [1987] Ch 264, Polly Peck International v Nadir (No 2) [1992] 4 All ER 769, Twinsectra Ltd v Yardley [1999] Lloyd' s Report Bank 438

34) Baumgartner v Baumgartner [1987] 164 CLR 137, Pettkus v Becker [1980] 2 SCR 834

される、私益信託である。上記（i）のとおり、明示信託は、受益者の明確性を成立要件の1つとしているので、受益者を定めなくて、信託財産を用いて一定の目的を実現することだけを受託者に託するような、いわゆる目的信託（purpose trusts）は、イギリス法上、原則として無効とされている<sup>35)</sup>。ただし、貧困撲滅、教育振興などの特定の公共目的の実現のために設定する信託は、社会全体やそのうちの一定のグループの利益のための特別な信託として、古くから認められている<sup>36)</sup>。これは、私益信託に対し、公益信託又は慈善信託（charitable trusts）と呼ばれている。

なお、後述のとおり、私益の目的の明示信託（private purpose trusts）の中にも、ペットの保護や特定の私財の保守保全を目的とする信託など裁判所が例外的に認めているものがある。

#### （4）信託の当事者

上記の定義が示すとおり、信託には、原則として、設定者、受託者及び受益者の3者が登場する。それぞれの役割、権限及び義務は以下のとおりである。

##### （i）設定者

設定者は、財産を受託者に移転して信託を設定した後は、それが有効である限り、当該財産に関してもはや何らの権利を有していない<sup>37)</sup>。すなわち、設定者は、設定者であることを根拠として信託を執行したり、受託者に対して義務履行を請求したりすることができない<sup>38)</sup>。実際には、受託者は、信託財産の管理や処分に関して設定者の指図を仰いだり、その意向を尊重しようとしたりすることが少なくないが、彼は、法律上は自らの裁量と決断で受託者としての義務を履行しなければならない。

ただし、設定者が、信託設定の際の信託証書において、一定の権限を留保し

---

35) *Morice v Bishop of Durham* (1804) 9 Ves 399

36) *Commissioners for the Purposes of Income Tax v Pemsell* [1891] AC 531

37) 前掲Hudson p.41以下

38) *Paul v Paul* (1882) 20 Ch D 742, *Re Bowden* [1936] Ch 71

ておくことは可能である。たとえば、一定の事由があったときに信託を終了させる権限、受託者を解任して後任の受託者を選任する権限、受益者を追加又は排除する権限、信託財産や収益の受益者への分配を決定する権限などである。また、受託者の一定の行為についての拒否権や事前に相談する権限を留保することもできる。受託者の投資行為に関して、自己が投資運用権者として関与する権限を留保することもできる。更に、これらの権限を自ら行使するのではなく、受託者以外の第三者に付与しておくことも可能である。なお、これらの権限留保は、信託の有効性には影響しないものの、信託や設定者自身に関する税務上の効果に影響を与えることがある。また、設定者の権限留保に当っては、設定者が離婚、破産等をした場合において、信託財産が彼の債権者からの干渉を受ける可能性があることを覚悟しておかなければならない。

多くの場合、設定者は、その希望や意向を Letter of Wish という書面に記載し受託者に交付している。この書面に法的拘束力はないが、設定者は、受託者がこれを尊重して行動することを期待して作成している。通常、この書面は秘密の親書として受託者だけに伝えられるので、受託者の裁量にどれほどの影響を与えているか、外部からはわからない。

設定者は受託者の一人であってもよいし、唯一の受託者であっても構わない。また、設定者が受益者の一人であっても構わない。ただし、設定者が同時に唯一の受託者及び唯一の受益者であることはできない。

## (ii) 受託者

受託者は、法律上多くの義務を負担している。この義務は、設定者が信託設定のために作成する信託証書において、排除、限定することができるが、公共政策 (public policy) に反する修正はできない。たとえば、信託証書において受託者の受益者に対する全ての義務を免除した場合、信託は存在しないことになる。また、受託者は忠実義務 (たとえば、利害衝突を起さずに誠実に行動すべき義務) 及び衡平法上の善管注意義務を必ず負担しなければならない。受託者は、忠実義務違反その他権限違反について厳格責任を負い、これによる損失

の回復及び得た利益の信託への引渡しを行わなければならない。受託者の様々な義務を要約すると以下のとおりである<sup>39)</sup>。

- (a) 受託者となる際に、信託条件、信託財産の性質、信託の目的、受益者、その他信託に関する事項に精通しておくべき義務<sup>40)</sup>
- (b) 信託財産を、自己の個人財産や他の信託財産から分離して保管する義務
- (c) 信託証書に明示された条件、制限に従って信託財産を管理する義務<sup>41)</sup>
- (d) 信託財産を適切に投資運用し、その価値を守る義務<sup>42)</sup>
- (e) 全受益者のために信託を誠実かつ公平に管理運営する義務<sup>43)</sup>
- (f) 信託財産の元本や収益の分配に関して受益者に正確に報告し、計算をし、必要な帳簿帳票を作成保存する義務<sup>44)</sup>
- (g) 受託者としての権限及び裁量権を、必要な事項のみを考慮の対象として誠実公正に判断して行使する義務<sup>45)</sup>
- (h) 自己と受益者との間に利害衝突が生ずることがないように配慮する義務<sup>46)</sup>
- (i) 信託の特性を考慮して、状況に応じた合理的な注意及び技能を発揮して行動する義務<sup>47)</sup>
- (j) 受託者が複数の場合は、個々の受託者がその有する権限の範囲内で独立してその職務を遂行する義務<sup>48)</sup>
- (k) 受益者個々人の秘密を保持すべき義務<sup>49)</sup>

---

39) 前掲Hudson pp.273-312、前掲Pettit pp.389-411

40) *Hallows v Lloyd* (1888) 39 Ch D 686、*Nestle v National Westminster Bank plc* [1993] 1 WLR 1260、*Tiger v Barclays Bank Ltd* [1952] 1 All ER 85

41) *Clough v Bond* (1838) 3 My & Cr 490

42) *Cowan v Scargill* [1985] Ch 270、*Nestle v National Westminster Bank plc* [1993] 1 WLR 1260、Trust Act 2000, s 1, Schedule 1

43) *Stephenson v Barclays Bank Trust Co Ltd* [1975] 1 WLR 882

44) *O' Rourke v Darbishire* [1920] AC 581

45) *Re Hastings-Bass* [1975] Ch 25

46) *Tito v Waddell (No 2)* [1977] 3 All ER 129

47) *Speight v Gaunt* (1883) 9 App Cas 1、*Learoyd v Whitely* (1887) 12 AC 727、*Re Lucking's Will Trust* [1968] 1 WLR 866、Trustee Act 2000, s.1 (1)

48) *Bahin v Hughes* [1886] 31 Ch D 390

49) *Reading v R* [1949] 2 KB 232



## (iii) 受益者

受益者は、信託設定に際して何らかの意思表示をする必要はないし、受益者であることを知らされている必要もない。受益者は、受託者に対して信託の執行や義務の履行を求める権利を有しているが、設定者、受託者、信託財産に対して何らかの義務を負うものではない。この権利の内容は、以下のとおり、上記(ii)の受託者の義務の内容に対応している。なお、受託者の解任や交代の手續について信託証書に特別な定めがないときは、受益者は、裁判所に申し立てない限りこれを行うことができない。

- (a) 受託者に、信託財産をそれ以外の財産と分離保管することを請求する権利
- (b) 受託者に、信託条件に従って信託財産を管理処分することを求める権利<sup>50)</sup>
- (c) 受託者に、信託財産を効率的に投資することを請求する権利
- (d) 信託の会計書類を閲覧する権利、及び受託者に会計書類の作成保存を請求する権利<sup>51)</sup>
- (e) 受託者に、受託者としての権限及び裁量権を適切な考慮の上行使するように請求する権利、及び不誠実と思われる権限行使や裁量行為の取消を求める権利<sup>52)</sup>
- (f) 受託者に対して、その義務違反によって生じた信託財産の元本又は収益の損失の回復を請求する権利<sup>53)</sup>、及び無権限行為により得た利得を信託に引き渡すことを請求する権利<sup>54)</sup>
- (g) 裁判所に対して、不満足な受託者の解任及び新受託者の選任を求める権利、又は裁判所に信託の管理の代行を求める権利<sup>55)</sup>
- (h) 全受益者が成人に達しかつ行為能力を有する場合、全員一致で信託を終了し、受託者に対して信託財産の処理を指図する権利<sup>56)</sup>

---

50) *Suffolk v Lawrence* (1884) 32 WLR 899

51) *Londonderry's Settlement* [1964] 3 All ER 855, *Re Marquess of Londonderry's Settlement* [1965] Ch 918

52) *Re Hastings-Bass* [1975] Ch 25

53) *Target Holding v Redferns* [1996] 1 AC 421

54) *Keech v Sandford* (1726) Sel Cas Ch 61; (1726) 2 Eq Cas Abr 741

55) *Trust of Land and Appointment of Trustees Act 1996*, ss.19-21, *Letterstedt v Broers* (1884) 9 AC 371

56) *Saunders v Vantier* (1841) 4 Beav 115



- (i) 裁判所に対して、信託条件の変更に関する承認を求める権利<sup>57)</sup>
- (j) 可能な範囲内で、信託に基づく自己の利益や権利を行使する権利
- (k) 受託者がその義務に違反して第三者に信託財産を移転した場合、当該第三者から当該財産又はその代替物を取り戻す権利<sup>58)</sup>、ただし、当該第三者が相当な対価を伴う誠実な取引に基づく善意の取得者である場合は取り戻すことができない。
- (l) 第三者が受託者の義務違反に不正に協力した場合や信託財産を自己の利益のために処分した場合に、当該第三者に対して、単独責任又は受託者との共同責任を追及して訴訟を提起する権限<sup>59)</sup>
- (m) 受託者や第三者に対して、受託者の信託義務違反の行為の差止めを求める権利<sup>60)</sup>

## 2. 信託制度の活用

信託は、様々な場面において、その様々な機能を利用して様々な目的を実現するために設定される。信託を、この制度が利用される場面という観点から分類すると、(i) 家族、親族、友人など私的な関係にある者のために財産を移転・管理する目的で利用する信託（家事信託）、(ii) 労使間において、雇用者が労働者に賞与その他一定の便益を供与する目的で利用する信託（労働者給付信託）、(iii) 投資その他商業上の資産管理目的で利用する信託（商事信託）、及び (iv) 公益その他の特定の目的の実現のために利用する信託（目的信託）の4つに大別することができる。以下、この分類に従って、それぞれにおいてどのような目的、方法で信託を利用しているかを説明する。

---

57) 前掲Saunders v Vantier

58) Belmont Finance Corporation v Williams Furniture & Others (No 2) [1980] 1 All ER 393

59) Royal Brunei Airlines v Tan [1995] 2 AC 378, Dubai Aluminium Company Ltd v Salaam [2003] 1 All ER 97

60) Dance v Goldingham (1873) 8 Ch App 902, Waller v Waller [1967] 1 All ER 305

## (1) 家事信託 (family trusts) —— 家族、親族間等における信託の利用

## (i) 一般の家事信託

身近な者に対する財産の移転が必要となる場面としては、遺言や生前贈与により子や孫に財産を承継する場合、婚姻に関する夫婦間の取り決めに基づき配偶者に対して一定の財産を移転する場合、子供の扶養や収入の少ない親族、友人等を援助する場合などが考えられる。このうち最も多いのは、家族間の財産承継目的での利用である。

たとえば、会社を所有経営しているAに2人の子がいるとする。長男Bは会社を手伝っているが、長女Cは役者を目指して勉強中だが浪費癖があるとして、Aは早めに引退してBに会社を継がせ、Cには将来生活に困らないように適当な資産を残したい。この目的を実現するための一般的なスキームとして、Aは、会社の経営株式に対してBのために固定収益信託を設定した上、株主権行使等に関して受託者に指図をする権限をBに留保しておき、他方、Cのためには会社の優先配当株式に非消耗的裁量信託を設定しておく方法が考えられる。このスキームには多くのメリットがある。第1に、Aは希望どおり早めに引退し、円滑にBに事業承継することができる。AがBのために固定収益信託の設定を行った後7年以上生存した場合は、Bは相続税の負担を回避できる。第2に、Aは、Cのための裁量信託を設定したことにより、浪費家のCが将来生活に困るのではないかとこの憂いを除くことができる。Cに関して裁量信託設定時に20%、その後7年毎に6%の課税はあるが、非課税枠内の信託設定を7年毎に行う方法を採用すれば、設定時の税金を完全に回避することが可能である<sup>61)</sup>。第3に、B、Cは、Aが死亡した際に遺産分割のための検認手続 (Probation) などに煩わされることなく、ただちにAの遺産から収益を受け続けることができる。第4に、Aの生前から各相続人のために財産を移転することにより、A死亡後におけるBC間の遺産争いを予防することができる。財産承継に信託を用いる他の例として、たとえば、Aが、これから誕生するAの子にも相続財産

---

61) Inheritance Tax Act 1984, s.7 (1)、占部裕典「信託課税法」(清文社) p.90参照

の分け前を与えたい場合、信託を使ってAの未出生児のために受託者に一定の財産管理を託しておけばこの目的を達成できる。このように、信託は家族間の財産承継の有効かつ簡便な手段として広く利用されている。

なお、2006年まで、累積扶養信託（accumulation and maintenance trust）という制度により、設定者が財産継承目的で子や孫のために裁量信託を設定する場合には、特別な相続税の免除が認められていた。すなわち、設定者が25歳未満の子又は孫を受益者の一人として、当該受益者が25歳に達するまでに、その者に信託財産の全部又は一部を移転することを前提として信託を設定し、当該財産及びこれに関する収益を引き出さずに累積した場合において、当該受益者が25歳までに当該財産を相続その他の方法で取得すると、相続税は非課税とされていた<sup>62)</sup>。しかし、この優遇制度は、2006年の税制改正により大幅に適用範囲が縮小したので、今後は、このメリットを狙って信託を利用するのは、ほぼ不可能となった上、現に設定されている多くの累積扶養信託は、その大幅な変更を余儀なくされている<sup>63)</sup>。

しかし、累積扶養信託の制度が利用できなくても、固定収益信託や裁量信託に相続税の軽減、繰り延べの効果が期待できるし、信託には財産の保護、管理、遺産相続手続の回避、秘密保持その他の点でもメリットがあるので、今後も資産家が親族に財産を承継するための有効な手段として利用されていくことになるだろう。

上記のような一般的な明示信託（すなわち、固定収益信託及び裁量信託）に加え、法律（判例法及び制定法）は、特別な目的での財産承継や特定の受益者保護を奨励するため、特殊な明示信託の制度を用意している。これには、以下のようなものがある。

---

62) Inheritance Tax Act 1984, s.71 (1) (2)、前掲Moffat pp.385-391

63) Daily Telegraph, 8 April 2006

(ii) 保護信託 (protective trusts) <sup>64)</sup>

保護信託とは、受益者に完全な行為能力があるにかかわらず、信託財産に対する完全な行為能力者としての権利行使をさせないことを内容とする信託である。設定者がこのような信託を設定するのは、設定者から財産を譲り受けることとなる者の財産管理能力に問題があると思われる場合に、受益者本人が信託財産を浪費することを防止すると共に、受益者の債権者からも信託財産を護りたい場合などである。

保護信託の設定は、設定者が受託者や受益者の権利や制限の詳細を記載した信託証書を作成する方法、又は1925年受託者法<sup>65)</sup>に基づく保護信託 (protective trust) である旨を明示して信託を設定する方法の2つがある。信託法上、保護信託は、これを継続し難い事由が主たる受益者に関して生じたときに終了するものとされている<sup>66)</sup>。判例法によれば、保護信託の終了をもたらす具体的な事由には、(i) 信託期間中又は信託開始前における受益者の破産<sup>67)</sup>、(ii) 裁判所による一定の命令 (幼児引渡命令) に従わなかった受益者に対する財産差押え命令<sup>68)</sup> などがある。1925年受託者法により設定された保護信託が何らかの理由により終了したとき、当該信託財産には、受益者本人及びその家族 (原則として配偶者及び子) を受託者とする裁量信託が自動的に設定され、これらの者の保護が図られている<sup>69)</sup>。

このように、保護信託は、受益者の債権者から信託財産を護る機能を有しているが、これを利用して設定者の債権者から財産を護ることや設定者に対する課税を逃れることは許されず、そのような目的を隠して設定した信託は仮装信託 (sham trust) として無効とされる<sup>70)</sup>。また、破産法に基づき、設定者が

64) 前掲Hudson pp.133-135、前掲Pettit pp.79-81、前掲Moffat pp.261-278

65) Trustee Act 1925, s.33

66) Trustee Act 1925, s.33 (1)

67) Re Gourju [1943] Ch 24

68) Re Baring's Settlement Trust [1940] Ch 737

69) Trustee Act 1925, s.33 (1)

70) Midland Bank v Wyatt [1955] 1 FLR 696、Fraudulent Conveyances Act 1571

債権者を害する目的で正当な対価を受けずに第三者のために信託を設定した場合、裁判所は、被害を受けた者の申立てにより、信託を取り消して財産の回復を命ずることができる<sup>71)</sup>。更に、設定者が信託設定後2年以内に破産した場合や支払不能状態で信託設定をした者が5年以内に破産した場合は、設定者の信託設定目的にかかわらず破産管財人により取り消される<sup>72)</sup>。

(iii) 秘密信託 (secret trusts) <sup>73)</sup>

秘密信託は、設定者が、秘密の第三者のために残したい遺産に関して、生存中に受託者に対して、信託の事実や受益者が誰であるかを家族その他の者には秘密にすることを託して委託する方法で設定する信託である。遺言によって財産を信託するためには、一定の方式に従った遺言書を作成し、その意思と受益者名を含む信託条件を明記しておかなければならないのが原則だが<sup>74)</sup>、秘密信託はこの例外として、設定者の秘密を保持するために、この要式を充たさない遺言による信託の効力を認めている。これは、設定者に愛人や非嫡出の子がいて、家族や世間に公表したくない場合などに有効な信託である<sup>75)</sup>。

秘密信託には、完全秘密信託 (fully secret trusts) と不完全秘密信託 (half-secret trusts) の2種類がある。前者は、信託を設定した事実が遺言上完全に秘密にされている義務である。完全秘密信託は遺言者の生前に受託者に通知されて受託されることを要件とし<sup>76)</sup>、その死亡によって信託財産の受益権は遺言書に言及されないままで受益者に移転する<sup>77)</sup>。後者は、遺言書において秘密信託の存在が開示されるが、信託の条件までは記載されない。遺言書には、

---

71) Insolvency Act 1986, ss.339, 423-425

72) Insolvency Act 1986, s.339

73) 前掲Hudson pp.223-258、前掲Pettit pp.125-135、前掲Moffat pp.160-165、前掲Pears & Stevens pp.211-233

74) Wills Act 1837, s.9

75) McCormick v Grogan (1869) LR 4 HL 82

76) Ottaway v Norman [1972] Ch 698

77) Re Keen [1937] Ch 236

「(testator) transfers (property) to (trustee) to hold upon trust for purposes that have been communicated to him」などと記載される。不完全秘密信託は、遺言執行前、又は信託の対象財産が処分される前に受託者に通知され受諾されなければならない<sup>78)</sup>。

(iv) 障害者信託 (disabled person's trusts)

この信託は、家族に障害者がいる場合などに、その者に与える資産に関して相続税その他の税負担を軽減すること及び公的扶助制度との関係上有利な取扱いを受けることを目的として設定される。

この信託の受益者となる障害者は、(i) 精神健康法<sup>79)</sup>の定義する精神障害により自己の財産管理能力や行為能力を有さない者、(ii) 看護人手当 (attendance allowance) を受けている者、又は (iii) 重度もしくは中度看護対象者として障害生活手当 (disability living allowance) を受けている者を意味する<sup>80)</sup>。

障害者信託は、通常、裁量信託として設定されるが、以下の2つの要件が充足された障害者信託は、相続税法上は確定した利益に対する固定収益信託 (interest in possession) との扱いを受けるので、信託財産に関して裁量信託等に適用のある相続税 (設定時及び10年毎の課税) を免れることができる<sup>81)</sup>。

1. 障害者の生存中に信託財産から利益を生じないこと、
2. 障害者の生存中に費消された信託財産の半分以上が障害者の利益のために使われたこと

障害者信託の最大のメリットは、障害者に対する私的な贈与や援助によって公的扶助金を減らされてしまう事態を防ぐことができる点である。通常、障害者が受け取る公的扶助金の多くは、いわゆる means test の適用を受け、他の取

---

78) Blackwell v Blackwell [1929] AC 318

79) Mental Health Act 1983

80) Inheritance Tax Act 1984, s.89 (4)

81) Inheritance Tax Act 1984, s.89 (2)

入があったことによって減額されてしまう<sup>82)</sup>が、障害者を受益者とする裁量信託を設定する方法をとれば、この適用を免れることができる。

(v) 負傷者信託 (personal injury trusts)

この信託には、上記 (iv) の障害者信託のような相続税法上の優遇措置はないが、裁量信託を設定する方法により、means test の適用を免れられる可能性がある<sup>83)</sup>ので、負傷者が受け取る公的扶助金を減じることなく経済的な援助をするための手段として用いられる<sup>83)</sup>。

(vi) 年金信託 (pension trusts)

年金受給者が、年金還付金を配偶者や子のために予め年金信託しておくことがある。これにより、受給者が年金適格年齢に達しないうちに死亡した場合、遺族となった家族は、債権者などの干渉を受けることなく、還付金を確実に受け取ることが可能となる。裁量信託の方法による年金基金の資産は、その運用からの所得に対する課税上も有利な扱いを受ける<sup>84)</sup>。また、この信託により相続税法上のメリットを受けられる場合がある<sup>85)</sup>。

(vii) 保険信託 (insurance trusts)

上記 (vi) の年金信託の場合と同様、主として税務上の目的で、生命保険証券に信託を設定することがある。遺族はこの信託により、遺産相続のための検認手続を経ずに速やかに保険金を受け取ることが可能となる。保険料分は、「所得から除外される一般経費」として相続税の対象から除外される<sup>86)</sup>。2006

---

82) Income Support (General) Regulations 1987

83) Ryan v Liverpool Health Authority [2001] Vol. ER (D) 15, Social Securities Amendment (Personal Injury Payments) Regulations 2002/2442

84) Incorporation and Income Taxes Act 1988, s.686 (2) (c)

85) Inheritance Tax Act 1984, s.12

86) Inheritance Tax Act 1984, s.21 (2)



年の税制改正まで、生命保険金は相続税の課税対象である遺産から外れていたが、今後は控除額を超える金額に対しては通常の相続税が課税されることになった。それでも、生前に裁量信託を設定する方法をとれば、通常の相続税課税よりも税負担を軽減できる場合があるので、この信託はこれからも利用されると思われる。

このような信託は、保険会社が予め用意している標準書式を用いて設定されるのが通常である。

(viii) 児童信託基金 (child trust funds)

児童信託基金は、2002年9月1日以降に出生した全ての子供が対象となり、両親又は保護者はそれぞれの子供を受益者として設定することができる<sup>87)</sup>。イギリス政府は、このための原資として、子供一人につき各250ポンドのクーポンを拠出している。この信託設定の目的は、子供たちのための貯蓄を促すことであり、両親、家族及び友人が毎年1200ポンドまで拠出金を追加することができる<sup>88)</sup>。この信託財産の払戻しは、子供本人が18歳に達したとき自ら行うことができるだけである。政府は、子供が7歳に達したときに更に250ポンドの追加拠出をすることになっている。

(ix) 海外のタックスヘイブンにおける信託を利用した家族財産の管理

イギリスの信託制度は、20世紀中は主として課税回避の手段として利用され、新たな税務措置を設けて相続税や所得税を確保しようとする税務当局と信託を用いた新しいスキームを開発して課税を回避しようとする富裕層の弁護士たちとの間の戦いが続けられてきた<sup>89)</sup>。しかし、今世紀に入り、この戦いは政府側の勝利に確定したと言われている。特に、2006年度の税制改正は、累積扶養

---

87) Child Trust Fund Act 2004

88) Child Trust Fund Regulations 2004, s.24

89) 前掲Moffat pp.69-100



信託その他相続税回避目的での信託利用を可能とする制度を事実上全て廃止したため、現在、信託による節税効果が期待できるのは、政府が政策的な配慮から優遇措置を決めている場合に限られ、政府の裏をかいた信託利用による課税回避の余地はほとんどなくなった<sup>90)</sup>。

しかし、信託制度は、コモンローの法制度を採用している多くの国に存在し、特にイギリスの旧植民地であったケイマン諸島、バミューダ、バハマ、英領バージン諸島、チャンネル諸島、香港、マン島、ジブラルタルなどのタックスヘイブンでは、信託を利用した新しい節税スキームが次々に開発されている。いわゆる節税目的を主眼とした信託は、今やイギリス国内からオフショア信託へとその活用の主流が移っている。その1例として、家族のための個人資産管理のためにジャージーに信託を設ける場合の典型的なスキームを紹介する。

たとえば、イギリス人である父親Aは、投資会社を通じて世界各国に金融資産や不動産を有し、これらの管理のために設立した投資会社を通じて全資産を管理、支配しているとする。Aはこれらの資産を子供たちに譲渡したいと考えている。この場合、Aは、ジャージー所在の信託業者に財産を直接移転する方法は採らず、まず非公開会社を設立し、これを受託者に指名するのが一般的である。この非公開会社の株式は、A自身では保有せず、A又はAの関連会社を受益者とする別の信託を設定し、ジャージーの信託業者を受託者に指名して管理させる。ジャージーの非公開受託会社は、Aの財産の信託保有及び管理だけを目的としている場合は事業会社のような規制は受けず、その名称を登録するだけで存続し、活動できる。Aは、資産を受け継がせたい子供たちをこの非公開受託会社の役員にする方法により、実質的には資産を移転できる。なお、ジャージーの会社法上、非公開受託会社の取締役は、会社の全ての債務の保証人としての責任を負わなければならないので<sup>91)</sup>、このリスク軽減のため、受託会社は資産を直接保有せず、資産を保有し管理運営している投資会社の株式を子供たちのために信託保有する方式を採ることが多い。このスキームに対する

---

90) Times, 8 March 2006

91) Trust (Jersey) Law 1984, s.56

税務上の効果として、仮にAの子供たちがイギリスに居住している場合、裁量信託の設定時及び10年毎の課税があり<sup>92)</sup>、また、非公開受託会社から配当や役員報酬を受けたときに所得税が課税される。他方、受益者がイギリス国外に居住する場合は、国外に所在する信託財産に対するイギリスでの課税は生じない<sup>93)</sup>。また、彼らがジャージー居住者である場合を除き、ジャージー国外における信託財産の運用による収益やその受益者への分配に対して、ジャージーでの課税は生じない。

## (2) 従業員給付信託 (employee benefits trusts)——労使間における信託の利用

### (i) 一般的な従業員給付信託

この信託は、特定の会社の元従業員や現在及び将来の従業員の利益のために設けられる裁量信託である。その主要な目的は、会社が従業員に対して効率的で節税効果のあるインセンティブを与える方法で、従業員の労働意欲を高め、生産性の向上を図ることである。

この信託には様々なタイプのものがあるが、最も一般的なのは、会社が株式、社債その他一定の資産を分離して信託財産とし、独立した受託者の管理下に置く方法である。受託者は当該資産を会社の特定の従業員や元従業員のために信託管理する。これにより、当該資産に関しては、相続税法上の優遇措置が与えられ、10年毎の課税や終了時の税金は発生しない<sup>94)</sup>。

この信託により、会社は、自社株を長期間にわたる従業員のためのインセンティブ・プランに利用できること、新株発行の方法を用いずに（従って、機関株主らの目を気にすることなく）従業員に対して自社株保有によるインセンティブを与えられることなどのメリットを期待できる。他方、従業員は、信託財産から、労働障害手当、奨学金、失業手当、特別賞与、株式買取りオプションなどを受けることが可能になる。一定の条件を充たす従業員給付信託には、税

92) Inheritance Tax Act 1984, ss.64, 66

93) Inheritance Tax Act 1984, ss.48 (3), 6 (1)

94) Inheritance Tax Act 1984, ss.13, 86

務上のメリットも付与されている。たとえば、会社が従業員に自社株を保有させるために、所定の条件に従った適格従業員持株信託を設定した場合、この信託への支払金を経常収益（すなわち課税所得）から控除することができる<sup>95)</sup>。

(ii) 退職年金基金 (occupational pension funds)<sup>96)</sup>

退職年金基金は退職後の労働者の利益のために、会社が法令の定めに基づいて設定する信託である<sup>97)</sup>。退職年金受給者の権利、基金設定者である雇用主や受託者である基金運用者の義務や権能は、信託法の一般原則に準拠し、受託者は、基金を投資して運用し、年金受給者に基金から年金を支給する義務を負っている。ただし、受託者の投資の方法及び責任に関しては、信託法が設けている受託者の一般的な投資義務に関する規定の適用が排除され<sup>98)</sup>、年金法においてより具体的な義務が定められている<sup>99)</sup>。

退職年金基金のスキームには様々な種類があるが、最も一般的なのは、雇用主と従業員が共同で基金に拠出する共同拠出型 (joint contribution scheme) である。これには、年金固定型 (defined-benefit schemes) と拠出金固定型 (defined-contribution schemes) の2種類がある。前者は、雇用期間と給料を前提として年金スキームが設定され、雇用主が基金の最低金額を維持する義務を負うなどの方法によりスキームを実現する仕組みが採られている<sup>100)</sup>。後者は、従業員が基金の運用についてリスクを負担することを前提に拠出するもので、最低拠出金の定めはない。

(iii) 海外の信託を利用した従業員厚生基金

会社が特別賞与などを支給することにより特定の重要な従業員の厚生を図る

---

95) Finance Act 1989, ss.67-74, Sch.5

96) 前掲Hudson pp.833-856、前掲Moffat pp.644-657

97) Pensions Act 1995, ss.34-37、Pensions Act 2004

98) Trust Act 2000, s.36

99) Pensions Act 1995, ss.34-37他

100) Pensions Act 1995, ss.56-59

うとする際、会社従業員双方の節税によるメリットを考慮し、国外のタックスヘイブンにおける信託を利用することが少なくない。この場合の基本的なスキームは、家族間の信託の場合とほぼ同じであるが、複数の信託を組み合わせた方式を採るのが一般的である。たとえば、ジャージーの信託を利用した典型的なスキームは、まず会社が特定の従業員全員を受益者とする裁量信託をジャージーに設定した後、この主たる信託の受託者が設定者となって個々の従業員のための個別的な信託（副次的信託）を更に設定する<sup>101)</sup>。この副次的信託の受託者を誰にするかは、会社が決めてもよいし、個々の従業員に指名させてもよい。また、それぞれの副次的信託の受益者を個々の従業員本人にするか、その家族や関係者にするかは従業員に任せる。ボーナス支給時に、会社は主たる信託に資金を移転し、その受託者は、会社の指図に基づき、裁量的に個々の副次的信託に資金を配分することになる<sup>102)</sup>。個々の従業員は、受け取ったボーナスについて、それぞれが家族の資産計画のために個人信託を設定しているのと全く同じメリットを受けることが可能となる。他方、雇い主は、従業員に対して効果的なボーナスを支給できるだけでなく、主たる信託の受託者の裁量権に対する指図の権限及び従業員の非行の場合の撤回権を留保しておく方法及び支給のタイミングを工夫する方法により、インセンティブの付与や退職防止の効果を期待できる。

なお、これと同じスキームは、家族間の財産承継のために利用することも可能である。

### (3) 商事信託 (commercial trusts)

信託は、様々な商取引や金融取引を行う上で債権者や顧客の保護を図りたい場合や、投資家に税務面でのメリットを与えたい場合などにも用いられる。これには、建設工事請負代金基金の管理、集合投資スキーム (collective

---

101) Trusts (Jersey) Law 1984, s.25

102) Trusts (Jersey) Law 1984, s.27

investment scheme) の投資資金管理、シンジケート・ローンにおける債権者保護、証券発行における債券者保護、ユニット・トラスト、貸金債権の保全、資産の証券化、その他多岐に亘る取引上の利用が含まれている。なお、商取引において利用される信託は、当該取引に関与する当事者が明示的に設定する明示信託が多いが、当事者間で明示していない場合であっても、裁判所が衡平の見地から結果信託や擬制信託を認定することがある。商取引は、この法定信託を織り込んだ上でスキームが組まれていることも多い。信託（法定信託を含む。）が商取引に利用されている例を挙げれば以下のとおりである。

(i) シンジケート・ローン (syndicated loans)

シンジケート・ローンは、複数の銀行が合意の上で銀行団 (syndication) を組み、同一の借主に対するそれぞれの融資を、単一のシンジケート・ローン契約書に基づいて同じ条件で同時に行う取引である。この銀行団は、ある1つの銀行が、融資金額や借主の信用力との関係上、単独で全額を貸し出すのは困難と判断した場合、リスクを分散するために他行に共同での融資を呼びかけることにより組成される。この場合の融資は、経済的には一個の貸し出しとして実施されるが、法的には複数の融資の集合であり、各銀行が融資を約束した金額だけに限ってそれぞれ独立した貸出義務を負担し、他行の融資分についてまで責任を負わない仕組みになっている<sup>103)</sup>。

シンジケート・ローンには複数の銀行が関与するので、ローン管理の円滑化、効率化のため、銀行団のうちの1行を全行のための代理人 (syndicate agent) に選任し、融資金の支払、返済金の受領その他借主との連絡、借主の支払能力の監視などの管理業務を代表して行わせる方法が採られている。この代理人の最も重要な役割は、各銀行の支払代理人としての機能である。すなわち、各銀行から借主に対する融資金を受け取って、借主が融資の前提条件を充たしてい

---

103) P. Wood “International Loans, Bonds and Securities Regulation” (Sweet & Maxwell) p. 90, MacDonald “Syndicated Loans” Chapter 1 & 3

ることを確認した上で、借主に貸出を行うこと、及び借主から返済金をまとめて受領し、これを各銀行の融資額に応じて分配することである。支払代理人は各銀行の代理人であって、借主の代理人ではない。したがって、融資金を銀行から預かっている間に支払代理人が破産して貸出ができなくなった場合、貸出義務不履行責任を問われるリスクは各銀行の負担となる。このリスクは、支払代理人を受託者とする明示信託の設定によって避けられる。しかし、イギリス法に準拠した取引の場合、銀行は、この法的リスクを実務上無視して、特別な手当てをしないことがある。これは、判例法上、各銀行が支払代理人に預けた金員について結果信託が成立し、預託金を取り戻すことができると考えられているからである。ただし、そのためには、支払代理人がこの支払目的だけのために特別の銀行口座を設けて銀行から受領した融資金を預かっていること、及び口座を設けている銀行がこの目的を知っていることが必要とされている<sup>104)</sup>。

(ii) 貸付金の使用目的の限定 (quistclose trusts)

ローンの貸主が借主に対して、たとえば特定の不動産の購入資金、工場の建設資金等、貸付金を特定の用途に使用することを条件として融資を実行することがある。この場合、貸主は、借主が合意した用途以外の目的で貸付金を使用したときに、当該貸付金について貸主を受益者とする信託が成立することにしておけば、貸付金又はその代替物に対する返還請求権を確保しておくことができる。判例は、このような場合、一定の条件の下で結果信託が成立することを認めている<sup>105)</sup> が、ローン契約において条件付で信託が成立することを明示的に合意しておけば、結果信託に頼らなくても、借主の倒産による返還不能リスクを確実に回避することができる<sup>106)</sup>。

---

104) *Barclay Bank v Quistclose Investment* [1970] AC 56

105) 前掲 *Barclay Bank v Quistclose Investment* [1970] AC 56

106) 前掲 *Hudson* pp.806-807、前掲 *Moffat* pp.771-784

(iii) ローン債権の売買 (selling loan assets)

銀行は、様々な理由によりその資産である貸付債権の全部又は一部を第三者に処分することがある。たとえば、貸付時にシンジケートを組成する時間的余裕がなかった場合、同一借主への融資枠を超えそうな場合、ポートフォリオ管理上ローン債権を減らしたい場合、ローン売却益を得たい場合、BIS規制を充たす必要がある場合などである。イギリスの金融実務上、ローン売買の基本的な手法として、アサインメント (assignment)、ノベーション (novation)、サブ・パーティシペーション (sub-participation) の3つが利用されている<sup>107)</sup>。このうち、アサインメントは、日本法上の債権譲渡と同様、ローン契約上の借主に対する貸金返還請求権を第三者に移転する行為であり、法が予定している最もオーソドックスなローン債権の売却手段とあってよい。アサインメント方式は、イギリスの金融サービス庁 (Financial Services Authority) による貸出規制等を受けないローン売却 (clean transfer) を行う目的上は最も望ましい。アサインメントは債権の移転だけなので、原則として、債務者である借主の承諾や借主への通知なしに (対抗要件の問題はともかくとして) 適法に実行できるが、債権譲渡禁止の特約がなされている場合は、これに反するアサインメントは無効とされている<sup>108)</sup>。実務上、ローン契約において明示的又は黙示的にそのような特約をしていることが少なくない。ただし、判例は、契約における債権譲渡禁止条項 (non-assignability clause) は、当該債権に対する信託の設定を禁ずるものではないと解している<sup>109)</sup>。銀行は、この判例に基づき、そのローン債権について、自己を受託者、ローン債権の買主を受益者として、以後受益者のためにローン債権を保有する旨の信託を設定する方法により、譲渡禁止債権に

---

107) 前掲Wood pp.104-106, Simpson “Loan Participation Pitfalls for Participants” (31 Business Lawyer 1975)、拙著「ローン債権の売買」慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集三田法曹会編249頁以下参照

108) Linden Gardens Trust Ltd v Lenesta Sludge Ltd [1993] 2 All ER 417 (HL)

109) Don King Productions Inc. v Warren [1999] 3 WLR 276



についても有効にローン債権の受益権を売却することが可能である<sup>110)</sup>。もっとも、このような信託設定が禁じられているか否かは、債権譲渡禁止の特約を定める条項の解釈に関する問題なので、このローン売却方法がいつでも通用するわけではない。

(iv) 債権の証券化 (securitisation)

信託は、金融機関、ローン会社、事業会社などが、その保有するローン、売掛債権などを証券化して売却し、早期の資金回収を図ろうとする際の手段の1つとして利用されることがある。この場合、債権者は、証券化の対象となっている全債権を受託者に移転して、投資家を第一順位の受益者とし、自らを後順位受益者とする信託を設定する。受託者は、小口化した受益証券を直接、又は特別目的会社を通じて投資家に販売し、債権者には後順位の受益権証書を発行する<sup>111)</sup>。この方式による資産証券化のメリットは、会社法の規制を受けず比較的容易に様々な種類、内容の受益証券を発行できること、及び債権譲渡制限付き債権が含まれている場合も、債務者への通知承諾なしに債権を実質的に売却できること<sup>112)</sup>などである。債権以外の資産、たとえば、不動産、商品、株式、工業所有権なども同じ方法で証券化することができる。

(v) 証券発行 (bond issue)

イギリスにおける株式、社債、コマーシャルペーパーなどの証券発行に際し、証券発行者は、証券に対する権利に関し、証券保有者となる全ての投資家のために信託を設定するのが通例である。この信託は、発行者と受託者となる

---

110) Jonathon Foster “Assignment: Trusts of the Benefit of a Contract”, *Build.* L.M. 1999, 16 (4) 9-12, John Goldsworth “Trusts of Non-Assignable Contractual Benefits Recognised” *T&T*, 1998, 4 (10)

111) P. Woods “Title Finance, Derivatives, Securitisations, Set-off and Netting” (*Sweet & Maxwell*) pp.46-47

112) 前掲 *Don King Productions Inc. v Warren*



特定の金融機関との間で信託証書（trust deed）を締結する方法で設定される。信託証書上、受託者は、証券保有者のために、発行者が提供した財務情報の適否や発行者の義務や保証の履行状況を監視して必要に応じて証券保有者に報告し、発行者に債務不履行その他のデフォルト（default）が生じたときは全証券保有者のために法的手続きをとったり、発行者と交渉したり、情報を収集したりし、さらに発行者から回収した金員を証券保有者に平等に分配したりなどの義務を負担する。この信託により、証券保有者は、専門的な監査、分析能力のある信託機関が自己に代わって発行者を監視し、不履行の場合に迅速かつ適切な債権回収の処理をすることが期待できる。他方、発行者にとっても、全証券保有者と交渉する手間や一部のエキセントリックな証券保有者に対応する煩わしさから解放され、合理的に行動する受託者のみを相手に交渉することができるというメリットがある。ただし、信託を設定すると受託者の手数料や書類作成費用がかかるので、小規模な証券発行に関してはこれを行わないこともある<sup>113)</sup>。

(vi) ユニット・トラスト（unit trust）

ユニット・トラストは、イギリスにおける代表的な集団的投資スキームである。これは、金銭、株式その他証券、商品、先物その他の金融商品、不動産などを問わず、投資家から集めた資金で投資運用を行おうとする運用者が、受託者となる金融機関との間で信託証書を締結する方法によって設定する<sup>114)</sup>。受託者は、小口に分けた受益証券（ユニット・トラスト）を運用者に発行し、運用者はこれを投資資金提供者に交付する。こうして、投資家は、受益証券を保有することにより、運用資産に対する持分に相当する受益者となる。ユニット・トラストの販売を行うには、そのスキームについて金融サービス法に基づ

---

113) 前掲Wood “International Loans, Bonds and Securities Regulation” (Sweet & Maxwell) pp.164-167, Posner “The Trustee and the Trust Indenture” (Yale Law Journal, vol.46, no.5)

114) 前掲Hudson p.323, 前掲Petitt pp.16-18

く金融サービス監督庁の認可を受けなければならない<sup>115)</sup>。認可されたユニット・トラストの受託者は、通常の投資の場合に関する信託法上の一般的な義務規定の適用は受けず<sup>116)</sup>、その代わりに金融サービス庁が定めた投資運用規則に運用者と共に従わなければならない<sup>117)</sup>。

運用者が投資資金を広く集める方法としては、ユニット・トラスト以外にも、会社を設立して投資家に出資させる方法やリミテッド・パートナーシップによる方法などもあり得るが、ユニット・トラストには次のようなメリットがある。第1に、株式と異なり、ユニット・トラストは投資による利益、損失が個々の投資家の持分に応じてそれぞれの所得に反映される。したがって、保有しているユニット・トラストにおける費用をその所得と損益通算することが可能である。第2に、ユニット・トラストは株券と同様に有価証券なので、パートナーシップとは異なり、流動性が高く、多くの投資家を集めるのにも便利である。また、有価証券としての性質上、ユニット・トラスト自体を担保として融資を受けることも可能である。第3に、ユニット・トラストは、株券と異なり、会社法の適用を受けない。したがって、資本充実の原則や配当規制などを気にせずに元本の払戻しを受けることができるし、担保設定に関して金融支援制限<sup>118)</sup>に配慮する必要もない。

#### (vii) オフショア信託によるユニット・トラスト

近年は、イギリス国外のタックスヘイブンにおける信託を利用したユニット・トラストの発行が普及している。これは、上記 (vi) の利点に加え、投資家にとっての税法上のメリットが大きいためである。たとえば、ジャージーの信託会社を利用して、オフショアによるユニット・トラストを発行する場合、投資運用会社は、まずジャージーに非公開会社を設立し、この経営株式をジャ

---

115) Financial Services and Markets Act 2000, s.242

116) Trust Act 2000, s.37

117) Financial Services and Markets Act 2000, s.247以下

118) Companies Act 1985, ss.151-158

ージーの信託業者に公益目的で信託保有してもらう<sup>119)</sup>。これによって、非公開会社を設立した運用会社やその関連会社が経営株式の受益者となる必要がなくなるので、完全なオフショアが実現する。その上で、当該非公開会社を投資資金の受託者に指定し、受益証券（ユニット・トラスト）を発行させ、これを投資家に販売することになる。ユニット・トラストはイギリスのキャピタルゲイン税（capital gain tax）の目的上は株式と同じ扱いを受けるので、イギリス国外の受託者によって支配・管理されているユニット・トラストを売却した場合、売却益への課税の繰り延べ又は回避が可能となる<sup>120)</sup>。また、ジャージー国内にユニット保有者がいない場合、銀行利子を除く国外での所得に対してはジャージーでの課税がないので、ユニット保有者は、一切の源泉なしにユニットに対する全額の配当を受けることができる。

#### (viii) オフショア信託のユニット・トラストを利用した不動産売買

イギリス国内の不動産を売却した場合、売主は原則として代金の4%に相当する不動産印紙税（stamp duty land tax）を収めなければならないが、ユニット・トラストの受託者による不動産取得の場合に関しては、次の4つの要件を充足することを条件に課税が免除される<sup>121)</sup>。

- (a) 当該不動産の取得がユニット・トラストのスキーム（集团的投資スキーム）に基づくものであること。
- (b) 受託者が不動産取得の直前において資産を保有していないこと。
- (c) 受託者が不動産を取得した直後における当該スキーム上のユニット・トラスト保有者は不動産の売主だけであること。
- (d) 不動産の買主が受け取る唯一の対価がユニット・トラストであること。

この要件を充たす不動産売買によって印紙税を節税するため、最近ジャージーでは以下のような仕組みのイギリス不動産の売買取引が行われている。

---

119) Trusts (Jersey) Law 1984, ss.2 (b), 7

120) Taxation of Chargeable Gains Act, s.99 (1)

121) Finance Act 2004, s.64A

まず、イギリス不動産の売主はジャージーに非公開会社を設立し、その経営株式をジャージー内の信託業者に公益目的で信託保有してもらう方法で、ジャージーにオフショア会社を設ける。これは、不動産取得者である受託会社に印紙税が課税されないよう、売主との関連性を完全に断ち切る必要があるからである。その上で、売主はオフショア会社に不動産を移転し、その対価としてオフショア会社から受益証券（ユニット・トラスト）の発行を受ける。そして、買主にユニットを売却し、その代金を受領する方法で不動産を処分するわけである。なお、売買代金を買主に融資した銀行は、不動産ではなく、当該受益証券を担保に取ることになる<sup>122)</sup>。この方式による売買のメリットは節税だけに留まらない。たとえば、買主側が複数の場合、持分の受益権をユニットに分割する方法により、不動産そのものよりも簡便に共同所有できるし、銀行や不動産管理会社との合弁事業として共同所有する場合、それぞれの権利を反映した異なる内容のユニットを発行すること（たとえば、管理会社に対し、賃貸収益に応じた配当を受けられる特殊なユニットを発行するなど）もできる。また、投資家を追加することやユニットを追加担保にして融資を増やすことも容易である。さらに、ユニットをロンドンやチャンネル諸島の証券取引所に上場することも可能である。實際上、ジャージーの不動産投資ユニットの中には、チャンネル諸島の証券取引所に上場され、多数の投資家に販売されているものもある。

#### (4) 公益その他特定の目的のための信託

##### (i) イギリス法上の私益目的信託<sup>123)</sup>

前述のとおり、イギリス法上、公益信託以外の目的信託（すなわち、受益者のいない信託）は原則として無効とされている。これには3つの理由がある。

第1に、目的信託には受益者が存在しない。受託者に対してその義務の履行を請求することができないため、信託は執行不能となる<sup>124)</sup>。

122) Security Interests (Jersey) Law 1983, ss.2 (3), 2 (6)

123) 前掲Pears & Stevens pp.378-383

124) *Morice v Bishop of Durham* (1804) 9 Ves 399

第2に、目的信託は、多くの場合、その目的の内容が不明確である<sup>125)</sup>。イギリス法は、信託成立要件の1つとして目的の明確性を要求している。すなわち、信託の目的は、裁判所がその適否を判断し、かつその執行を命ずることができる程度に明確でなければならない。

第3に、目的信託は、当該目的達成まで無期限に存続することとなり、永久信託禁止の法原則に反する。

上記の理由を裏返せば、設定された信託により利益を受ける者がその執行を欲しない場合であり、かつ信託の目的が明確で期間が限定されているときは、目的信託を認めても差し支えないと考えられる。このような観点から、裁判所は、設定者がペットその他の特定の動物の飼育や保護のために信託を設ける場合<sup>126)</sup>、設定者が特定の建造物や記念碑などの保全その他明確な目的のために信託を設けた場合<sup>127)</sup>、特定のミサや宗教的儀式を行う目的で信託を設けた場合<sup>128)</sup> などについて、例外的に私益の目的信託を認めている。

## (ii) 文化財信託 (heritage trusts)

文化財信託は、上記 (i) のとおり例外的に認められた私益目的信託の1つであるが、政府が文化遺産の保護と公開を奨励する目的で税務上の優遇措置を定めた特別な信託である。

この信託は、文化遺産そのものを信託財産とするのではなく、当該文化財を保護するために他の財産に設定する裁量信託である。通常の場合、特定の文化財の修繕、保存及び一般管理のための資金を提供し、かつこれを公開するための経費を賄うことを目的として設定される。この信託は、設定者が遺言によって設定してもよいし、生存中に設定しても構わない。また、対象となっている

---

125) Re Astor's Settlement Trust [1952] Ch 534, Re Endacott [1060] Ch 232

126) Pettingall v Pettingall (1842) 11 LJ Ch 176, Re Dean (1889) 41 Ch D 552

127) Mussett v Bingle [1876] WN 170, Re Hooper [1932] 1 Ch 38

128) Bourne v Keane [1919] AC 815, Khoo Cheng Teow [1932] Straits Settlement Reports 226

文化財が相続税の課税対象であるか否かも問わないが、(i) 建築上又は歴史的価値のある建造物、(ii) そのような建造物に歴史的に付属している財物、(iii) そのような建造物の庭園その他その特質や環境を保護するために不可欠な土地、及び (iv) 景観上、園芸上、育樹上、科学上又は歴史上の独立した価値がある土地のいずれかでなければならない<sup>129)</sup>。この信託への財産移転は相続税の対象とならず、また信託財産の処分による譲渡所得への課税も繰り延べされる。裁量信託に通常適用される10年毎の賦課金の課税や財産を信託財産から外した際に課される終了課税もない。信託財産の元本を引き出して文化財の保全のために使った場合、相続税の課税はない。設定者は、一定の期間（6年）経過後は、比較的低額の課税だけで信託財産を信託から外して家族の所有に戻すことができる<sup>130)</sup>。このように、文化財信託は、文化財所有者にとって税務上のメリットが大きいが、適用要件が厳格なこと、及び当該文化財の公開が義務付けられることが障害となり、あまり普及していない。

(iii) 公益信託 (charitable trusts) <sup>131)</sup>

公益信託は、特定の個人や動物、物などの利益を図ることではなく、社会全体の利益や不特定の多くの人々の利益となる特定の目的の実現、促進を図ることを主たる目的とする信託である。私益信託のように受益者が特定されないの、信託目的実現のための信託財産に対する権利の行使は、司法長官 (Attorney General) が女王 (Crown) を代理して行う。

公益信託には、一般の私益信託とは異なる様々なメリットがある。第1に、信託設定のための目的の特定性という要件が緩和され、公益的な目的に限定されてさえいけば、執行不能なほどに不明瞭である場合を除き、信託は有効に成立する<sup>132)</sup>。第2に、私益信託は信託期間の設定が義務付けられているが、公

129) Inheritance Tax Act 1984, paragraph 3 (2) of Schedule 4

130) Inheritance Tax Act 1984, s.31

131) 前掲Hudson pp.857-901、前掲Pettit pp.240-287

132) *Moggridge v Thackwell* (1807) 13 Ves 416

益信託は無期限（perpetual）に存続しても構わない。第3に、公益信託に対して財産を移転した場合は、特別な表明や説明、証拠がなくても当該財産付与は公益目的での寄付とみなされる（the cy-pres doctrine）。第4に、信託財産からの収入は、それが公益目的に利用される限り所得税課税を免れるなど、公益信託及びそのこれに財産を寄付した者には、様々な税制上の優遇措置が与えられている。

公益信託は、公共の利益（public benefit）のために慈善事業を行う目的（charitable purpose）を有していなければ設定できない。何が公益（慈善）目的に当るのかについて、制定法には定義されていないが、判例法上、(a) 教育の振興、(b) 宗教の布教、(c) 貧困の救済、及び (d) その他公衆の利益になる目的とされている<sup>133)</sup>。公益信託その他の公益団体や機関は、慈善委員会（Charity Commission）に登録しなければならないので、この登録が受け付けられることにより申請した目的が慈善目的と認められたものと推定できる<sup>134)</sup>。事例によれば、環境保全、失業者救済、スポーツ振興、人権擁護の促進なども慈善目的とされている。

#### (iv) 海外の信託を利用した非公益目的の目的信託

上記のとおり、イギリス法上、私益の目的信託（すなわち、受益者のいない信託）が認められるのは例外的な場合に限られ、しかも、信託目的が明確であり、信託期間が確定していなければならない。たとえば、特定人の教育を目的とする私益信託を設定しようとした場合、この「教育」という目的は、何（たとえば外国語、特定の技能など）をどのような方法（たとえば大学進学、外国留学、実地訓練など）で教育するのが明確でないかぎり、無効とされる。

以上の法原則上の制約を受けない私益目的の目的信託を設けたい者は、海外の信託を設立する方法を採っている。上記1の(1)(iii)のとおり、イギリス

---

133) Income Tax Special Purpose Commissions v Pemsell [1981] AC 531

134) Charities Act 1993, ss.3, 4 (1)



は、信託の準拠法及びその承認に関するハーグ条約に加盟し、この条約を国内法として採択している。その結果として、イギリスの裁判所は、イギリスの公共政策 (public policy) に反する場合を除き、外国で設定された私益目的の目的信託を有効な信託として認めている。

受益者を特定しない私益目的信託を認める制度を採っている国は、バミューダ、ジャージーなど多数ある<sup>135)</sup>が、このうちで最も簡便で使い勝手の良い制度は、ケイマン諸島の特別信託法<sup>136)</sup>に基づく信託 (法律の頭文字から、STAR 信託と呼ばれている。)である。STAR 信託は、私益目的の信託だけに限らず、あらゆる種類、あらゆる目的の信託を含んでいる。STAR 信託を設定するには、信託証書にこの特別信託法を適用することを記載しさえすればよい。この記載がない場合は、当該信託は STAR 信託ではなく、イギリス信託法とほぼ同じ法原則に基づく一般の信託として設定される。特別信託法に基づく STAR 信託は、以下の点を除き、一般の信託と同じ規制を受ける。

- (a) 目的：STAR信託は、特定人の保護のため、特定の目的実現のため、又はその両方のために設定することができる。慈善目的、非慈善目的のどちらでも構わない。
- (b) 執行者：STAR信託の受益者はこの信託の執行を求めることができないし、信託財産に対して何らかの請求をする権利を有しない。執行権を有するのは、信託証書においてそのような権限又は義務を付与された受益者その他の者だけである。なお、裁判所が執行者を指定する場合もある。
- (c) 明確性：STAR信託は、その目的又は執行方法が不明確であることを理由に無効とされることはない。信託証書において、受託者その他の者に対して不明確な目的や執行方法の補充権限を付与することができるし、そうでない場合も裁判所が適切な方法で不明確性を補充することができる。
- (d) 変更権：信託の目的、執行方法その他に関して不能、違法その他の障害がある場合、裁判所は、信託が適法かつ執行可能となるように変更する権限 (cy pres jurisdiction) を有している。
- (e) 永久性：一般信託に関する永久存続禁止の原則はSTAR信託には適用されない。

135) たとえば、Trusts (Jersey) Law 1984, s.2 (b) 及び (c)

136) Special Trust (Alternative Regime) Law 1997



- (f) 設定時期：STAR信託は、設定者が生存中に（inter vivos）設定することもできるし、遺言によって（by will）設定することもできる。
- (g) 受託者：受託者のうちの一人は、ケイマン諸島において適法に認可された信託会社でなければならない。

この信託は、それが目的信託であるのか否か、明確性を充たしているか否か、存続期間などの問題を一切考慮することなく有効に設定することができ、また受益者による信託終了や払戻し請求の心配もなく、公共政策に反しないかぎり、財産に対するあらゆる内容の義務を設定することが可能となる。正に信託のスターのような万能性を有しているといわれている。

### 3. 日本の信託法

上記2に紹介したとおり、イギリスの信託には様々な機能・種類があり、その目的に応じて広範囲に利用されている。これに対し、日本の信託制度は、主として信託銀行が考案し提示した商事目的での利用を中心に発展しており、これまでのところ、私人間の財産移転や財産管理上はあまり利用されていない。日本の信託法は大正11年にイギリス法の系譜を引くアメリカ（カリフォルニア州）及びインドの法制度をモデルとして制定され、その後数度の部分改正を経てきたが、今般、271条から成る新しい信託法に全面改正された<sup>137)</sup>。そこで、この新しい信託法の下における日本の信託制度は、イギリスで現に利用されているような場面においても活用することが可能か否かについて、若干検討する。

なお、その前に念のために述べておくが、私は、イギリスその他外国の信託制度が有している機能が日本の信託制度に備わっていないことや、外国の制度によって達成可能な目的や解決可能な問題が日本の信託制度では対処できないことをもって、我が国の制度に欠陥があると主張するものではない。また、日

---

137) 平成18年法第108号－本稿執筆時は、国会で審議中

本の信託法をイギリス信託法と解釈上又は立法上整合させるべきであると考えているわけでもない。我が国の信託制度は、その導入時から、担保附社債信託、貸付信託など商事目的の需要に応えるための制度として誕生し、特に昭和50年代以降は国民の財産形成や財産管理のための金融商品として急速な発展を遂げ、土地信託、証券信託（ファンドトラスト、特金など）、さらに資産流動化信託などに広く利用されて商業上重要な機能を果たしてきている。最近の信託業法及び今般の信託法改正は、こうして発展してきた信託を用いた取引を更に促進しつつ制度上の弊害を除去することを目的とするものである。日本の信託法は、このようにして独自の発展を遂げて我が国に根付いた制度なので、その誕生及び発展の歴史が異なるイギリス信託法とは、機能や活用場面が異なっていて当然である。また、仮にイギリス信託法が有している効果や機能のうちに、我が国でも取り入れるべき点があるとすれば、そのような効果や機能が、日本の法体系全体の中で達成されているのか、あるいは達成するにはどうすればよいのかという観点から考察をすべきであり、信託制度の中だけで処理する必要はない。

以上の前提に立った上でも、私は、以下の2つの理由により、イギリスその他諸外国の信託制度が有しているのと同じ機能が日本の信託法に備わっているか否かを検討することはきわめて重要であると考えます。

第1に、信託は、今や一国内における財産管理や財産移転だけに対処すれば足りる制度ではなくなっている。国際金融取引その他の多国間に跨る国際取引において信託が利用される場合はもちろんであるが、家族内の財産承継や扶養を目的とした信託に限っても、海外居住・勤務、国際結婚、国外財産保有が一般化し、資産所在地国や居住地国が流動化している現代において、各国の制度を比較し、どれに基づいてスキームを策定すべきかを検討することが実務上不可欠となっている。

第2に、上記の点を除外したとしても、既存の法律制度の解釈・適用に関し、ある制度を、その本来意図されていた用途以外の目的で利用して新たな社会的ニーズに対応することができるか否かを考察、検討することは、法律家の重要

な使命の1つである。立法の沿革や立法者が想定した制度趣旨だけに拘泥し、新しい可能性を排除しては、法の進化、発展が望めないからである。

この観点から検討した結果を先に総括しておく。結論として、日本の信託法は、商事信託、労働者給付信託など、これまでも利用されてきた分野での利用に関してはイギリス法に劣らず有効であり、新信託法によりますますの発展を期待できる。しかし、これまで信託制度があまり利用されて来なかった家事信託を中心とする分野においてイギリスと同等の目的でこれを利用しようとする場合、以下のとおり、様々な障害が残されていると思われる。

### （1）家族間の財産承継を目的とする利用

イギリスでは子や孫に対する財産承継の手段として信託制度が盛んに利用されているが、その最も大きなメリットは、相続税を軽減・回避できる点にある。上記2の（1）（i）のとおり、イギリスには、固定収益信託と裁量信託の区別があり、この2つを状況に応じて選択し、あるいは組み合わせることによって税務上の目的の実現を図っている。

我が国の相続税は、信託行為時課税の原則により、信託行為があったときに委託者から受益者に贈与があったものとして課税させ、その例外として受益者が委託者の場合や未確定の場合は、受益者が確定したときに課税される<sup>138)</sup>。家族を受益者とする信託に対する相続税上の優遇措置としては、特別障害者扶養信託<sup>139)</sup>や扶養義務者の生計、教育のための信託<sup>140)</sup>などがあるが、財産承継に信託を利用したとしても、一般的な税務上の取扱いは、通常の贈与や相続と異ならない。したがって、日本の相続税法上、信託を節税に利用できる余地は限られている。

また、日本の信託法上は固定収益信託と裁量信託の区別が設けられていない。これに関し、新信託法は、一定の者に受益者指定権を付与する信託の存在

---

138) 相続税法4条1項及び2項、5条2項

139) 相続税法21条の4

140) 相続税法21条の3第1項2号

を認めていることから、この権限を受託者に与えること、すなわち、信託行為において、複数の受益者間の給付の順序や配分を決定する裁量権を受託者に対して付与することは可能と解されている<sup>141)</sup>。この方法によれば日本法上も一種の裁量信託を創設することができるが、日本の税法上、このような信託が特別に優遇されているわけではない<sup>142)</sup>。また、外国の税務当局が自国の相続税法上、日本の信託を裁量信託と同じ扱いにするか否かは不明確なので、外国での税務効果を期待して財産承継目的に日本の信託制度を利用するのは危険である。

## (2) 家族（受益者）本人から財産を保護するための利用

たとえば、家族の中に、浪費癖や薬物中毒などにより財産管理能力のない者がいる場合、その者に贈与したり相続させた財産が本人の浪費によって消耗することを予防するため、管理能力のある第三者に遺産を託しておいた方が望ましいことがある。上記2 (1) の (i) 及び (ii) のとおり、イギリスでは、このような目的は、家族のために非消耗的裁量信託や保護信託を設定しておく方法で実現することができる。これらの信託の受益者は、受託者の裁量によって配分すると決めた財産を受け取る権利を有するだけであり、原則として、信託財産を処分したり、信託を終了させて全額の支払を求めたりすることはできない。

日本の信託法上、裁量信託や保護信託の概念はない。上記3 (1) のとおり、日本法上も受託者に受益者指定権を与える方法で一種の裁量信託を創設することができる。しかし、イギリスの非消耗的裁量信託のように、受益者及びこれに帰属する信託財産が確定している場合において、受託者に収益や元本の分配に関する完全な裁量権を付与することが可能か否かについては明確な定めがないし、これを前提とする規定や制度も存在しない。我が国の信託制度は、ある

---

141) 新井誠「信託法 第2版」(有斐閣) pp.87, 317、中村正俊「信託法講義」(酒井書店) p.121、新井誠「高齢社会と信託」(有斐閣) pp.285-289、新信託法案第89条参照

142) 相続税法第4条1項2号参照、前掲・占部 pp.103-106

信託財産に対する受益者が確定した後は、当該信託財産に関する完全な受益権が受益者に帰属することを前提としている<sup>143)</sup>。また、新信託法は、受託者が受益債権の内容を変更した場合は、信託行為にその範囲及び意思決定方法に関する定めがある場合を除き、受益者は受益権取得請求権を有するものとし、受託者による受益者の権利の変更を制限している<sup>144)</sup>。これらの規定に鑑み、日本法上の信託制度は、受託者に完全かつ無条件の裁量権を与えることまでは想定していないと考えられる。そうとすれば、現行制度上、受益者の信託財産に対する請求権を制限する方法によってその保護を図るために信託を利用することは困難ではないかと思われる。

### （3）受益者債権者から信託財産を保護するための利用

信託財産は、受益者本人の浪費からだけではなく、受益者の債権者からの保護を図ることが必要な場合がある。イギリス法上は、上記2（1）（ii）の保護信託を設定することによってこの目的を達成することができるが、日本には、保護信託に相当する制度は存在しない。

日本の信託法上、受益権は原則として譲渡自由な財産的権利であり<sup>145)</sup>、また日本法上、私人間の合意で差押え禁止債権を創設することは許されない<sup>146)</sup>、特別な制度が存在しない以上、受益者の債権者は、民事執行法上の手続により信託受益権を差押ええることができるし、受益者が無資力の場合、その債権者は、受益債権を代位行使することができる<sup>147)</sup>。また、受益者が破産したとき、受益権は破産財団に含まれ、その管理処分権は、破産管財人に専属する<sup>148)</sup>。したがって、日本の信託は、受益者の債権者から信託財産を護るために利用することができない。

---

143) 新信託法第89条、相続税法第4条2項2号など

144) 新信託法第103条1項

145) 新信託法第93条

146) 我妻「改訂債権総論（民法講義IV）p.524

147) 民法423条

148) 破産法78条

なお、信託法は、信託財産を設定者及び受託者の固有財産から分離するので、設定者の債権者から信託財産を護るためにも利用されている。信託がそのような機能を有していることは確かであるが、上記2 (1) (ii) のとおり、イギリス法上、設定者の債権者からの追及を免れることを目的に信託を設定する行為は許されない<sup>149)</sup>。この点は日本法も同様であり、脱法信託の禁止<sup>150)</sup>、詐害信託の取消権<sup>151)</sup> や否認権<sup>152)</sup> などにより、設定者（委託者）の債権者の保護が図られている。

#### (4) 秘密保持のための利用

イギリス法は、設定者が、家族や第三者に名前や所在を知らせたくない者（たとえば、愛人の子など）の扶養や教育のために財産を残したい場合などのために、秘密信託という制度を用意している（上記1の(1) (iii)）。

日本の信託法上は、秘密信託に相当する制度は存在しない。我が国にこのような需要がどの程度あるかはともかく、これと同じ目的で日本の信託制度を利用しようとするとき、設定者（委託者）は、信託行為に際して、受託者に対して秘密保持義務を課する方法を採ることになる。日本の信託法は、受託者の秘密保持義務について特に定めを設けていない。しかし、受託者は、委託者との信頼関係に基づく義務を負担するのであるから、その引き受けた信託に秘密保持義務が含まれている場合には、当該義務も法的拘束力を生ずるはずである。ただし、日本の信託制度上、登記又は登録を対抗要件とする財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない<sup>153)</sup>。したがって、登記や登録を対抗要件とする財産は、信託の事実を秘密にして設定する信託（すなわち一種の完全秘密信託）の

---

149) Fraudulent Conveyances Act 1571、Insolvency Act 1986, ss.339、423-425

150) 新信託法第9条

151) 新信託法第11条、23条2項

152) 新信託法第12条

153) 新信託法第14条

対象として不適当である。また、登記又は登録すべき事項に受益者の氏名や住所が含まれているとしたら、受益者が誰であるかについての秘密を保持すること（すなわち、一種の不完全秘密信託の設定）も事実上困難である<sup>154)</sup>。信託財産であることの公示には、3つの意味があると考えられる。第1に、当該財産が委託者の財産から分離されていることを委託者の債権者や取引相手に対して主張するための対抗要件として、第2に、当該財産が受託者の固有財産ではないことを、受託者の債権者や取引相手に対して主張するための対抗要件として、第3に、当該財産が他の受益者のために設定された信託財産ではないことを、他の受益者の債権者や取引相手に対して主張するための対抗要件としての公示である。このうちの第1及び第2の対抗のためには、受益者名の公示は必要ではないが、第3の目的上は、少なくとも当該信託財産の受益者を特定できる程度の公示が必要となる。たとえば、不動産の登記簿上、受益者を示さずに信託登記だけがなされている場合、外観上、当該財産には委託者を受益者とする自益信託が設定されていると判断され、真の受益者は、信託受益権を差し押さえた委託者の債権者や委託者から受益権の譲渡を受けた者に対して、自分が受益者であることを対抗できない。したがって、登記制度上、秘密信託に関する公示方法を特別に設けない限り、日本の信託制度を秘密信託として利用できるのは、信託財産が登記・登録の対象となる財産（不動産、船舶、建設機械、自動車等）以外の場合に限られてくるのではないかと思われる。

#### （5）正義・衡平のための利用

イギリス法上、信託は衡平の原則に由来する制度である。したがって、裁判所は、正義・衡平に反する目的で設定した信託は仮装信託として成立を認めないし、正義・衡平の見地から裁判所が擬制信託、結果信託、黙示信託を設定する場合もある（上記1の（3）（iv）参照）。たとえば、イギリス法上、受託者が信託財産である不動産を勝手に賃貸して賃料収入を得るなど、自己の利益を図

154) 不動産登記簿上の公示方法について、横山亘「信託に関する登記」（テイハン）p.95参照



るために信託財産を利用して収益を上げた場合において、当該収益分について擬制信託が成立し、受託者は受益者のためにこれを管理・維持し、請求があったときは引き渡さなければならない。また、受託者が信託義務に違反して信託財産を第三者に処分した場合は、当該譲受人を受託者とする擬制信託が成立するので、譲受人は、正当な対価を伴って譲り受けた善意の第三者である場合を除き、当該財産を受益者のために管理・保管し、かつ請求があれば受益者に返還しなければならない。

日本の信託法は、元々商取引上の必要に応じて導入された制度であり、正義・衡平の実現を直接的に司る制度とは考えられていないし、擬制信託、結果信託は原則として認められていない<sup>155)</sup>。ただし、新信託法は、受託者の信託義務違反によって生ずる不公平を一定の限度で是正するための制度を定めている<sup>156)</sup>。

たとえば、受託者が信託義務に違反して、自己の利益を図るために信託財産を利用して収益を上げた場合、受益者は、当該行為は信託財産のためになされたものとみなすことができるので、違反行為により生じた収益も信託財産に属することとなる<sup>157)</sup>。ただし、受益者は第三者の権利を害することができず、また、受託者の違反行為から1年を経過したときにこの受益者の権利は消滅する。

また、日本の新信託法上、受託者が信託義務に違反して信託財産を第三者に処分した場合、受益者は、信託財産について対抗要件を備え、かつ第三者が信託違反を知っていたか、もしくは知らなかったことについて重大な過失があるとき、受託者の行為を取り消すことができる<sup>158)</sup>。この制度とイギリス法上の擬制信託による受益者保護との主要な相違点は、(i) 日本法上は、信託財産が登記・登録を対抗要件とする場合において、第三者の善意悪意にかかわらず、

---

155) 前掲・新井 p.126、前掲・中村 p. 23

156) 信託法改正試案要綱の解説（商事法務）p. 110以下及びp. 134以下参照

157) 新信託法第32条

158) 新信託法第26条2項

対抗要件を備えない受益者が保護を受けない点、(ii) 短期消滅時効又は除斥期間経過後は取消権の行使ができない点<sup>159)</sup>、及び、(iii) 仮にこの条項に基づいて受益者が取消権を有する場合であったとしても、信託財産を譲り受けた第三者が破産した後は、取消に基づく返還請求権に関していわゆる復歸的物権變動に関する民法上の原則が適用されるため、受益者は破産管財人に対して取り戻しを請求できなくなる点の3つである。

このように、日本の信託法上、受託者の信託違反の場合における受益者と第三者のいずれを保護すべきかの問題は、いわゆる取引法理によって解決されている。日本の信託制度が成立した沿革、民法の一般原則との整合性、信託制度が主として商事目的で機能している現状などを勘案すれば、日本の法制度が擬制信託や結果信託を認めないことに合理性が認められるし、受託者の義務違反による処分行為があった場合における取引の安全と受益者保護とのバランスを図るために設けられた新信託法の上記各条項は、他の取引法理との均衡上も、妥当と思われる。ただし、日本の信託制度とイギリスの信託制度を比較した場合、日本法に基づく信託の受益者は、イギリス信託法上受益者が当然保護される場面において同等の保護を受けられないことがある点は確かである。信託設定に際してどちらの法制度を選択すべきであるかという見地からは、このような点にも考慮しておく必要がある。

## (6) 商取引における利用

日本の信託制度は、合同運用金銭信託、特定金銭信託、貸付信託、証券投資信託、不動産信託その他の商事信託として広く利用され、金融機関や投資会社を通じた財産の管理、運用及び投資において重要な役割を果たしている。イギリスの信託制度は、上記2の(3)で紹介したとおり、いわゆる資産運用の直接的な手段として利用されていることはもちろんであるが、それ以外の多種多様な商取引においても付随的な場面で用いられ、無用なリスクを回避して取引

---

159) 新信託法第26条4項

を円滑に遂行させる働きをしている。たとえば、ローンの貸主と合意した融資目的以外に借入金を流用した借主、シンジケート・ローンの銀行団に参加した銀行から融資金を預かった支払代理人、不動産取引の買主から代金を預かったエスクロー代理人、依頼者の金銭を預かった弁護士などの倒産リスクは、イギリス法上は預託に際して明示信託を設定する方法で回避することが可能である。また、仮に明示的な信託設定がなかった場合であっても、擬制信託、結果信託、黙示信託のいずれかが成立し、貸主、参加銀行、不動産買主、依頼者は、それぞれ受益者の立場で、破産手続外で支払った金員の返還を受けられることがある。

日本には、上記のとおり擬制信託、結果信託の制度が認められていないので、このようなリスクを回避するには原則として明示信託を設定しなければならない。しかし、上記の各取引における支払代理人、エスクロー代理人、弁護士などがその業務に関して金品を預かる際に信託を設定する行為は、信託業法に抵触するおそれがある。同法は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ営業として信託業を営むことができないと定めているからである<sup>160)</sup>。一般に、営業とは反復継続性及び対価性のある行為を指すので、業務に関連して明示信託の受託者となる行為も営業と解される可能性がある<sup>161)</sup>。よって、これらの信託は信託業法の適用外であることが明定されない限り、信託業の免許を有しない者が商取引に関連して相手方の便益を図り、又はリスクを予防する目的で明示信託の受託者となるのは困難と思われる。

なお、これに関し、判例の中には、他の業務や取引に関連する預託金等の交付をした当事者の意思を推定することにより、明示的な信託行為がないにもかかわらず信託の成立を認定して、預託者を保護しているものがある。たとえば、最判平成14年1月17日<sup>162)</sup>は、公共工事の請負人が保証会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた前払金について地方公共団体と請負人との間の信託

---

160) 信託業法1条

161) 日本弁護士連合会「信託法改正試案要綱に対する意見書」p. 142

162) 民集56巻1号20頁

を認めているし、最判平成15年6月12日の補足意見は、債務整理事務の委任を受けた弁護士が、委任事務処理のため委任者から預かった金銭について信託が成立する可能性があることを示唆している<sup>163)</sup>。そこで、このような判例に敷衍して、日本法の解釈上も一種の擬制信託や結果信託が認められるとする見解がある<sup>164)</sup>。しかし、沿革上及び取引慣行上の素地がなく、また今般の新信託法にも明文規定がないのに、他の制度との整合性やあらゆる場合における妥当性について十分な検討をせずに法解釈だけで擬制信託類似の制度を導入するのは危険である。裁判所も、黙示の信託の成立の問題は、法制度としてではなく事実認定の問題として処理し、当事者の信託設定意思を認定できる場合に限り信託に基づく主張を認めている<sup>165)</sup>。

#### (7) 私益目的信託の利用

上記2の(4)(i)のとおり、イギリス法は、信託財産、信託目的及び受益者の3要素の確定を明示信託の要件としているので、判例法が定める一定の例外を除き、受益者を定めない私益の目的信託は認められない。

我が国の新信託法は、信託を「特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成に必要な行為をすべきものとする」と定義し、受益者の存在を要件としない上、受益者の定めがない信託に関する特別規定を設けている<sup>166)</sup>。この特別条項は、受益者の存否に関する事項の信託変更の禁止や信託管理人の定めがない場合の措置等<sup>167)</sup>、及び受益者信託に関する規定の適用関係の調整<sup>168)</sup>を

---

163) 民集57巻6号12頁

164) 前掲・新井 pp.126-130参照

165) 最判平成15年2月21日民集57巻2号1頁は、損害保険代理店が保険契約者から取受した保険料のみを入金する目的で開設した預金口座は損害保険会社に帰属するとし、信託の主張を認めなかった。

166) 新信託法第2条3項、第11章

167) 同法第258条

168) 同法第260条、261条

中心に規定し、受益者の定めのない信託の存続期間を20年以下と定めている点<sup>169)</sup>を除き、成立・存続要件について特別な制限を加えていない。よって、この法律上は、前述したケイマン諸島のSTAR信託のような広範囲かつ抽象的な目的の信託の設定までも認める趣旨と解釈することも可能と思われる。しかし、たとえば、子孫繁栄を目的に子を受託者とする信託行為や定款目的実現のために会社を受託者とする信託行為などを全て認めるとしたら、受託者の裁量権があまりにも広範囲に及ぶため、信託の定義から除外されている「専らその者(受託者)の利益を図る目的」との区別が困難となる。したがって、日本法上も、脱法信託予防の見地から、私益目的信託は特定の動物の飼育、建物や樹木の保護など、その目的が明確に特定できる場合に限られるのではないと思われる。なお、信託法は、受益者の定めのない信託(公益信託を除く。)は、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者としてできない旨を規定している<sup>170)</sup>。この規定によれば、たとえば、親戚や知人に愛犬の世話を託したい場合等、私益目的信託が最も簡便かつ有効に利用できると思われる場面において、「当分の間」これを利用することができないことになる。

## (8) 国際的な信託の利用

信託制度の国際的な利用の可能性には2つの異なる側面がある。第1は、日本の信託法が外国においても有効に成立し、執行可能な信託として認められるか否かの問題であり、第2は、外国法に基づいて成立したいわゆるオフショアの信託が日本法上も有効か否かの問題である。以下、それぞれについて、若干検討する。

### (i) 日本の信託制度の国外における利用

信託はコモンロー特有の制度とはいえませんが、大陸法国にはこの制度を設けていない国が少なくない。ただし、信託制度を持たない国の多くは、イギリ

169) 同法第259条

170) 新信託法附則第3条

ス法やその他のコモンロー諸国の信託法に基づくオフショアの信託を様々な目的で利用している。たとえば、イタリアは国内法として信託法を制定していないが、信託の準拠法及びその承認に関するハーグ条約<sup>171)</sup>に加盟し、自国民が他の加盟国において設定した信託のイタリア法に基づく効力及び執行を認めている<sup>172)</sup>。また、フランスは、国内法上信託制度は存在しないし、ハーグ条約にも加盟していないが、裁判所は、外国法に基づいて成立した信託を有効と認めている<sup>173)</sup>。最近の事件では、裁量信託の受益者は信託財産に関する富裕税（wealth tax）の対象とならない旨が判示されている<sup>174)</sup>。

日本法に基づいて設定された信託がこれらの国において執行可能な信託として認められるか否かに関し、日本がハーグ条約に調印していないことが第1の障害である。たとえば、イタリアのように、ハーグ条約を根拠として外国の信託の効力を認める制度を採っている国において、未加盟国の信託は承認されない可能性がある。第2の障害は、我が国の信託法が、裁量信託と固定収益信託の区別を前提とする制度を採っていない点である。上記3（1）のとおり日本法上の信託の場合も、信託行為において受託者に裁量権を認める内容を定めることは可能であるが、制度上の概念ではないので、たとえばフランスのように、裁量信託に対して一定の税務上の取扱いを定めた判決がある国において、日本法上の信託が裁量信託と同じ扱いを受けられるか否かは不透明である。以上の理由により、日本の信託を、他国において承認、執行されることを前提として税務上の目的で利用するのは、現状のままではあまり勧められない。

---

171) Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on Their Recognition

172) Tribunale de Lucca 23.09.1997, Court of Appeal of Florence 09.08. 2001, 2000 Tribunale of Chieti - Ordinance 10.03.2000, 2000 Tribunale of Bologna - Ordinance 18.04.2000, 2001 Tribunale di Pisa - Decree 22.12.2001

173) Courtois and other v. De Ganai Heirs, Court of Appeal, January 1970

174) Tribunal de Grande Instance de Nanterre on 4th May 2004 (Every Poillot case)

## (ii) 日本における外国の信託制度の利用

上記のとおり、日本はハーグ条約に未だ調印していないので、この条約の定める要件に基づいて外国で成立した信託を承認することはできない。また、日本の国際私法上、信託当事者（設定者、受託者、受益者）や信託財産が外国に所在するような場合に設定された信託の準拠法や外国法に基づいて設定された信託の日本における執行承認に関する定めは存しないし、本年に施行される法の適用に関する通則法においても特に規定されていない<sup>175)</sup>。仮に、法律行為の成立や効力に関する原則を信託の準拠法の決定に準用するとしても<sup>176)</sup>、新信託法が想定していない種類の信託、たとえば、保護信託、秘密信託、法定信託（結果信託や擬制信託など）、更にケイマン諸島法のSTAR信託などがどの範囲において有効な信託と解されるかの判断基準が存在しない。また、外国の裁量信託と固定収益信託がそれぞれ日本の税法上どのような扱いを受けるのかも不明である<sup>177)</sup>。したがって、国際的な要素を含む取引や資産管理に関して外国の信託を利用する場合において、当該信託の日本における効力や執行可能性は、現状においては不安定であるといわざるを得ない<sup>178)</sup>。この状況を打破するためには、できるだけ早急にハーグ条約に調印すること、及び日本における公序則に抵触しない信託の範囲や種類を法定することが望まれる。

---

175) 平成18年6月18日法律第78号、国際私法の現代化に関する要綱中間思案補足説明第9、神前禎「解説 法の適用に関する通則法（弘文堂） p.21

176) 道垣内正人「新井誠編著 高齢社会と信託」（有斐閣）pp.229-231、山田鎌一「国際私法」（有斐閣）p.328

177) 占部裕典「新井誠編／高齢社会における信託と遺産承継」（日本評論社）pp.104-112

178) 前掲・占部裕典「新井誠編／高齢社会における信託と遺産承継」pp.112-113